入間市の環境調査概要

平成23年度版

(平成14年度から平成23年度)

入間市

環境経済部環境課

目 次

第1草 新	忩	記	1
第1節	入間	間市の概要	1
	1	位置	1
	2	地勢	1
	3	人口	1
	4	気象	1
第2節	環境	竟経済部組織	2
第3節	環境	竟課所掌事務	2
第2章 段			3
第1節	大氢	気について	3
	1	主要交差点自動車排ガス測定	3
	2	大気汚染常時観測(県実施)	6
第2節	水質	質について	10
	1	主要河川等水質調査	1C
	2	公共用水域の水質測定(県実施)	19
	3	宮寺生活雑排水処理施設	21
	4	地下水汚染調査	23
	5	事業所排水調査	23
第3節	騒音	音・振動について	24
	1	自動車交通騒音調査	24
	2	深夜営業騒音指導	28
	3	航空機騒音調査(県実施)	28
第4節	悪	臭について	29
	悪	臭調査	29
第5節	地盘	盤沈下について	29
	地	盤沈下調査(県実施)	29
第6節	ダー	イオキシン類について	30
	大	気中ダイオキシン類調査	30
第7節	空厚	閑地の保全について	31
第8節	電流	皮障害について	31
第9節	公言	書等相談について	32
	1	平成23年度の相談状況	32
	2	公害等相談の推移	37

第3章 3	環境衛生事業	38
第1節	狂犬病予防対策について	38
第2節	納骨堂の管理運営について	38
第3節	家庭雑排水処理について	39
第4節	浄化槽について	40
第5節	し尿・浄化槽汚泥の処理について	41
第6節	斎場について	43
参考資料		45
第1節	公害関係分析調査について	45
第2節	河川の魚類調査について	46
第3節	雨水タンクについて	47
第4節	太陽光発電システムについて	48
第5節	空間放射線量測定について	49
第6節	ごみの減量・処理等について	51
第7節	下水道普及率について	56
第8節	関係機関・関係団体	57
語句説明		58
アルフ	アベット順	58
50音	Ą	60

第1章 総 説

第1節 入間市の概要

1 位置

都心から40km圏の本市は、埼玉県の南西部に位置し、狭山丘陵・加治丘陵や壮大な茶畑などの緑に恵まれたまちで、面積44.74km、東西9.3km、南北9.8kmで「打出の小槌」のようなひし形をしています。周囲は、埼玉県所沢市、狭山市、飯能市、東京都青梅市、瑞穂町にそれぞれ接しています。

- ·面 積 44. 74km (市街化区域 15.68km 、市街化調整区域 29.06km)
- ・広 ぼ う 東西 9.3km、南北 9.8km
- ·海 抜 最高 203.5m、最低 58.3m
- ・緯度・経度(市役所) 東経 139°22′、北緯 35°49′

2 地勢

市域全体は、海抜58.3mから203.5mとややなだらかな台地と丘陵からなり、市域の約6分の1を占める茶畑、北西部には入間川、中央部に霞川、南部に不老川が流れていて、豊かな緑と水辺の景観を醸成しています。

地質については、地表が軽い植質壌土で、地下は関東ローム層と呼ばれる砂壌土質の洪積火山灰土でそれ ぞれ形成され、肥沃な地味は狭山茶を始め野菜などの栽培に適しています。

3 人口

世帯数及び人口の推移(各年10月1日現在)

(世帯数:世帯、人口:人)

年 度	H元	H5	H10	H15	H18	H19	H20	H21	H22	H23
世帯数	41,742	45,638	49,010	54,993	57,227	57,845	58,813	59,760	60,430	60,955
人口	135,108	141,947	145,785	149,795	150,026	149,840	150,423	150,877	150,901	150,578

(入間市企画課 人口統計資料より)

4 気象

気象の推移(各年1月~12月)

(気温:℃、湿度:%、雨量(小数点以下四捨五入):mm)

(70mm of /mm) / 70f had (6 %(m)) f = 11mm / 6										,	
年		H元	H5	H10	H15	H18	H19	H20	H21	H22	H23
_	最高	34.4	35.5	37.6	36.4	37.1	38.9	36.9	35.6	38.0	37.5
気温	最低	-4.2	-3.8	-5.9	-7.0	-7.0	-4.1	-5.4	-5.7	-5.8	-7.3
/	平均	14.3	13.6	15.3	14.2	14.5	15.3	14.8	14.7	15.2	14.7
湿度	〔平均〕	71.9	71.8	71.7	77.1	73.5	71.1	70.8	68.8	71.3	68.1
総雨量		1,717	1,456	1,939	1,606	1,593	1,218	1,733	1,389	1,621	1,432

(入間市警防課 気象記録より)

第2節 環境経済部組織

環境課<環境総務・衛生担当、環境保全担当>

環境政策、環境衛生、公害対策、犬の登録・予防注射、浄化槽の指導等

みどりの課く公園担当、加治丘陵担当、みどり・自然担当>

自然保護、緑化推進、公園の設計・施工、公園の維持・管理、加治丘陵対策等

農政課<農政担当>

農業の振興、家畜伝染病予防、病害虫予防、林業、市民農園、ふれあい朝市等

商工課<商業・観光担当、工業・労政・企業誘致担当>

商工業の振興、住宅資金融資、勤労者福祉、観光等

総合クリーンセンター<清掃指導・ごみ減量推進担当、プラント管理・業務推進担当> ごみの減量および処理、リサイクルプラザに関すること等

第3節 環境課所掌事務

環境総務・衛生担当

- ・環境政策の企画、立案及び調査に関すること。
- ・環境基本計画に関すること。
- ・環境マネジメントシステムに関すること。
- ・地球環境保全の推進に関すること。
- ・ねずみ族、昆虫等の駆除に関すること。
- ・狂犬病の予防に関すること。
- ・墓地に関すること。
- ・納骨堂の管理運営に関すること。
- ・家庭雑排水処理施設等の改善に関すること。
- ・衛生自治組織に関すること。
- ・食品衛生組織に関すること。
- ・浄化槽に関すること。
- ・総合クリーンセンターとの連絡調整に関すること。
- ・入間西部衛生組合との連絡調整に関すること。
- ・瑞穂斎場組合との連絡調整に関すること。

環境保全担当

- ・騒音、振動及び悪臭の規制に関すること。
- ・大気汚染、水質汚濁、土壌の汚染及び地盤の沈下防止対策に関すること。
- ・開発行為等における環境保全に係る指導に関すること。
- ・河川の浄化に関すること。
- ・産業廃棄物に関すること。
- ・その他生活環境の保全に関すること。

第2章 環境保全事業

第1節 大気について

大気汚染とは、産業活動などの人間の活動によって、ばい煙、粉じんなどの様々な物質が大気中に排出されることにより、人や動植物等の生活環境を損なうことをいいます。

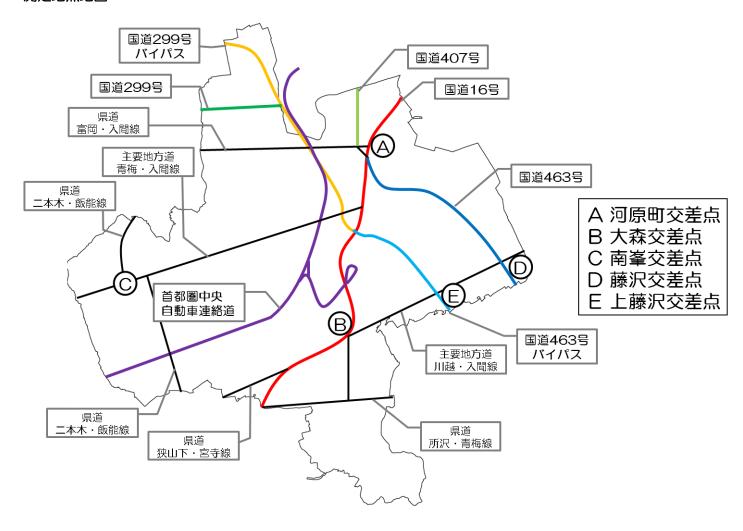
大気汚染に係る環境基準は、二酸化硫黄(SO_2)、二酸化窒素(NO_2)、一酸化炭素(CO)、浮遊粒子状物質(SPM)、光化学オキシダント(Ox)など 11 物質について定められています。

1 主要交差点自動車排ガス測定

毎年、市内の主要な道路における自動車排出ガスの影響を把握するために、大気中の窒素酸化物(一酸化窒素(NO)、二酸化窒素(NO₂))、浮遊粒子状物質(SPM)、浮遊粉じん量、ベンゾ(a)ピレン、ベンゼンの濃度を測定しています。これらの物質は、自動車排ガスが主な排出源と考えられており、呼吸器への影響や発がん性が指摘されるなど、健康への影響が懸念される物質です。

現在は次の測定地点のうち、「D 藤沢交差点」は毎年測定を行い、その他の交差点は隔年で測定を行っています。

測定地点地図



①平成 23 年度測定結果

平成 23 年度は、11 月 30 日(水)から 12 月 1 日(木)において、「A 河原町交差点」、「B 大森交差点」、「D 藤沢交差点」の3 地点にて、24 時間の調査を行いました。

結果は次のとおりです。調査項目の内、環境基準が定められている物質については、全ての地点で基準を 達成しました。

調査地点	į	SPM (mg/m3)		粉じん量	NO	NO2	ベンゾ (a) ピレン	ベンゼン	備考
I We let		平均値	最大値	$(\mu g/m3)$	(ppm)	(ppm)	(ng/m3)	$(\mu g/m3)$	
A 河原町交差点	数值	0.027	0.053	39	0.018	0.022	0.68	1.3	隔年実施
A 内原则文差点	評価	0	0	1	_	0	_	0	陷斗天旭
B 大森交差点	数值	0.027	0.089	37	0.042	0.032	0.34	1.5	隔年実施
D 八林父左只	評価	0	0	_	_	0	_	0	啊 4 天 加
D 藤沢交差点	数值	0.026	0.048	37	0.043	0.028	0.44	2.3	毎年実施
し 豚八文左点	評価	0	0	1	_	0	_	0	母牛夫旭
環境基準		0.10 mg/m3 以下	0,20 mg/m3 以下	基準なし	基準なし	1時間値 の1日平 均値 0.06pp	基準なし	3.0 μg/m3 以下	

※「評価」の項目は、環境基準の達成状況を示しています。

②測定結果の経年変化(H14~H23)

測定結果の経年変化は次のとおりです。表中の「評価」の項目は、環境基準の達成状況を示しています。環境基準が定められている物質については、経年変化をグラフで示します。

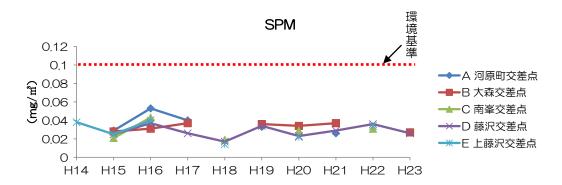
	項目	単位	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	環境基準
	SPM	mg/m3	_	0.029	0.053	0.040	_	0.033	_	0.026	_	0.027	0.10mg/
Α	SPIVI	評価	_	0	0	0	_	0	_	0	_	0	m3以下
्रा	粉じん量	μg/m3	86	81	95	75	_	66	_	39	_	39	_
河原	NO	ppm	0.102	0.096	0.188	0.206	_	0.190	_	0.056	_	0.018	_
	NO2	mag	0.041	0.045	0.059	0.038	_	0.041	_	0.025	_	0.022	0.06ppm
	NOZ	評価	0	0	0	0	_	0	_	0	_	0	以下
交差	ベ ンゾ (a) ピ レン	ng/m3	0.69	0.64	0.52	0.43	_	0.68	_	0.38	1	0.68	_
「流	ベンゼン	μg/m3	3.1	3.7	4.4	3.5	_	2.9	_	1.9	_	1.3	3.0 µg/
7111	ハンヒン	評価	X	X	X	X	_	0	_	0	_	0	m3以下
	SPM	mg/m3	_	0.028	0.031	0.037	_	0.036	0.034	0.037	_	0.027	0.10mg/
В		評価	_	0	0	0	_	0	0	0	_	0	m3以下
	粉じん量	μg/m3	_	67	69	45	_	60	_	41	_	37	_
大	NO	ppm	_	0.075	0.105	0.090	_	0.126	0.035	0.101	_	0.042	_
森交差点	NO2	ppm	_	0.041	0.047	0.025	_	0.040	0.024	0.033	_	0.032	0.06ppm
交		評価	_	0	0	0	_	0	0	0	_	0	以下
差	ベ ンゾ (a) ピ レン	ng/m3	_	0.30	0.47	0.45	_	0.79	_	0.53	_	0.34	_
点	ベンゼン	μ g/m3	_	2.9	3.1	2.3	_	2.9	2.5	3.6	_	1.5	3.0 µg/
	., .,	評価	_	0	X	0	_	0	0	X	_	0	m3以下
	SPM	mg/m3	_	0.021	0.043	_	0.019	_	0.029	_	0.031	_	0.10mg/
С		評価		0	0	_	0	_	0		0		m3以下
١.	粉じん量	μg/m3	86	160	180	_	130	_	150	_	81	_	_
南	NO	ppm	0.067	0.061	0.117	_	0.078	_	0.075	_	0.058	_	
峯	NO2	ppm	0.028	0.029	0.043	_	0.023	_	0.023		0.026		0.06ppm
交		評価	0	0	0	_	0	_	0		0		以下
差	ベ ンゾ (a) ピ レン	ng/m3	0.50	0.79	0.89	_	0.43	_	0.79		0.67		
点	ベンゼン	<u>µg/m3</u>	2.9	4.5	5.3	_	3.6	_	3.3		2.5		3.0 µg/
_		評価	0	X	X	_	X	_	X	_	0	_	m3以下
	SPM	mg/m3		0.025	0.037	0.026	0.017	0.034	0.023	0.029	0.036	0.026	0.10mg/
D		評価	_	0	0	0	0	0	0	0	0	0	m3以下
l	粉じん量	μg/m3	82	94	92	59	64	60	63	67	48	37	
藤	NO	ppm	0.118	0.107	0.109	0.120	0.079	0.149	0.104	0.097	0.077	0.043	_
沢	NO2	ppm	0.042	0.043	0.051	0.034	0.032	0.043	0.032	0.036	0.033	0.028	0.06ppm
交		評価	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	以下
差	ベ ンゾ (a) ピ レン	ng/m3	0.88	0.80	0.58	0.50	0.33	0.75	0.81	0.56	0.43	0.44	
点	ベンゼン	μg/m3	5.0	6.4	5.4	4.6	4.0	5.5	4.7	2.4	3.1	2.3	3.0 µg/
		評価	X	X	X	X	X	X	X	0	X	0	m3以下

	項目	単位	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	環境基準
F	SPM	mg/m3	0.038	0.025	0.040	_	0.014	_	0.022		0.034		0.10mg/
=	SPIVI	評価	0	0	0	_	0	_	0		0		m3以下
	粉じん量	μ g/m3	64	93	120	_	58	_	59		38		_
藤	NO	ppm	0.079	0.077	0.136	_	0.048	_	0.068		0.055		_
沢	NO2	ppm	0.034	0.033	0.050	_	0.026	_	0.026		0.028		0.06ppm
交	1102	評価	0	0	0	_	0	_	0	-	0	-	以下
差	ベ ンゾ (a) ピ レン	ng/m3	0.69	0.50	0.84	ı	0.26	_	0.78	I	0.33	l	_
点	ベンゼン	μ g/m3	3.3	4.6	4.8	_	2.8	_	3.8	-	2.2	-	3.0 µg/
/m		評価	X	X	X		0	_	X	I	0		m3以下
	風速	m/s	16	15	08	06	05	21	06	05	08	10	_

·SPM(浮遊粒子状物質)

環境基準は、1 時間値の 1 日平均値が 0.10 mg/m3以下であり、かつ、1 時間値が 0.20 mg/m3以下であることです。グラフは、1 時間値の 1 日平均値の経年変化です。

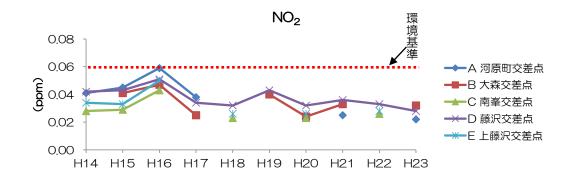
地点間で大きな差は無く、全ての地点で環境基準を達成する状況が続いています。



・NO₂(二酸化窒素)

環境基準は、1 時間値の 1 日平均値が 0.04~ppm から 0.06~ppm までのゾーン内またはそれ以下であることです。

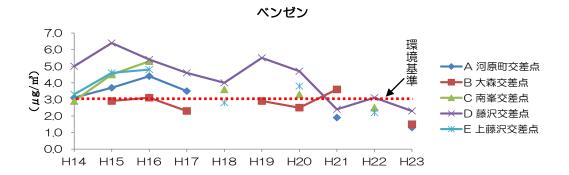
平成 16 年に「河原町交差点」にて環境基準付近の値でしたが、全ての地点で環境基準を達成する状況が続いています。



・ベンゼン

環境基準は、1年平均値が3.0 μg/m³以下であることです。

環境基準との比較は年間を通じた測定が必要なため、参考としての比較になります。様々な地点にて環境 基準を超える状況が続いていましたが、平成 23 年度は全ての地点で環境基準を達成しました。



2 大気汚染常時観測(県実施)

埼玉県では、県内の大気汚染について常時監視を行っていますので、入間市内にある測定局の測定状況について紹介します。

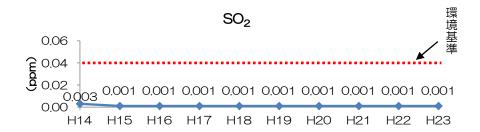
①入間一般環境大気測定局(東町 1 丁目 富士見公園内)

住宅街等の生活環境における大気汚染状況の測定を行っています。測定物質のうち環境基準が定められている物質の経年変化は次のとおりです。

・二酸化硫黄(SO₂)

環境基準は、1 時間値の 1 日平均値が 0.04 ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1 ppm 以下であることです。

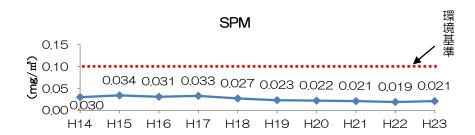
グラフは、1時間値の1日平均値の経年変化です。測定結果は、環境基準を下回る状況が続いています。



· 浮遊粒子状物質 (SPM)

環境基準は、1 時間値の 1 日平均値が 0.10 mg/m以下であり、かつ、1 時間値が 0.20 mg/m以下であることです。

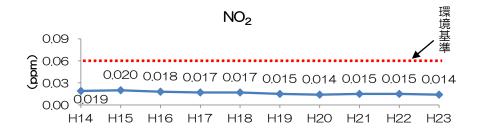
グラフは、1 時間値の 1 日平均値の経年変化です。測定結果は、環境基準を下回る状況が続いています。



・二酸化窒素(NO₂)

環境基準は、1 時間値の 1 日平均値が 0.04 ppm から 0.06 ppm までのゾーン内またはそれ以下であることです。

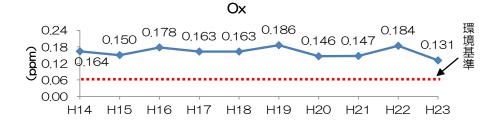
グラフは、年平均値(1 時間値の 1 日平均値)の経年変化です。測定結果は、環境基準を下回る状況が 続いています。



・光化学オキシダント(Ox)

環境基準は1時間値が0.06 ppm 以下であることです。

グラフは、昼間の 1 時間値の最高値の経年変化です。測定結果は、環境基準を上回る状況が続いています。



光化学オキシダントは、自動車の排出ガスや工場のばい煙などに含まれている窒素酸化物や炭化水素などが、太陽の紫外線により複雑な光化学反応を起こして生成されます。これらの物質が空中に停留しスモッグ 状になることを光化学スモッグといい、ある濃度以上になると人体や植物などに悪影響を与えます。

そのため、県では観測結果に基づき、濃度が高濃度になった際は、注意報や警報を発令しています。市では県の発令を受け、防災行政用無線などを用いて市内に周知を行っています。

なお、発令地区は県内で 8 地区に分けられ、入間市は県南西部地区に含まれます(その他川越市、所沢市、飯能市、狭山市、富士見市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、ふじみ野市、三芳町)。

光孔	(学フ	干灬	グ発:	令基準

発令区分	発令基準
予 報	光化学オキシダント濃度が 0.12 ppm 以上となることが予想されるとき
注意報	オキシダント測定値が 0.12 ppm 以上となったとき
警報	オキシダント測定値が 0.20 ppm 以上となったとき
重大緊急報	オキシダント測定値が 0.40 ppm 以上となったとき

(単位:日)

	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	合計
県南西部	注意報	0	0	3	2	3	1	0	9
地区	警報	0	0	0	0	0	0	0	0

発令状況の推移(H14~H23)

(単位:日)

	年 度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
埼玉県全体	注意報	21	19	23	26	16	32	18	14	25	17
	警報	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
県南西部	注意報	15	17	14	15	12	21	8	6	14	9
地区	警報	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

光化学スモッグによる健康被害の届出件数の推移

(単位:日)

	年 度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
埼玉県全体	届出件数	11	12	2	16	3	4	3	0	4	2
	届出人数	466	218	3	883	36	4	3	0	7	9
県南西部 地 区	届出件数	3	0	0	2	1	2	1	0	2	0
	届出人数	156	0	0	2	2	2	1	0	3	0

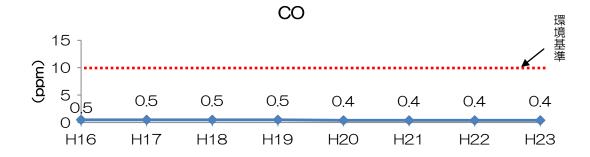
②国設自動車排出ガス測定局(高倉5丁目 国道16号脇)

自動車排出ガスの影響を受ける道路沿道環境における大気の汚染状況の測定を行っています。測定物質の うち環境基準が定められている物質の経年変化は次のとおりです。

・一酸化炭素(CO)

環境基準は、1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であることです。

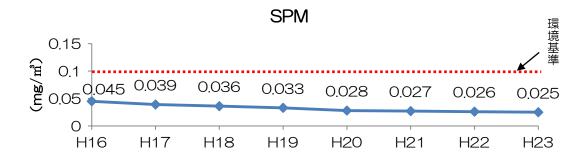
グラフは、1時間値の1日平均値の経年変化です。測定結果は、環境基準を下回る状況が続いています。



・浮遊粒子状物質 (SPM)

環境基準は、1 時間値の 1 日平均値が 0.10 mg/m³以下であり、かつ、1 時間値が 0.20 mg/m³以下であることです。

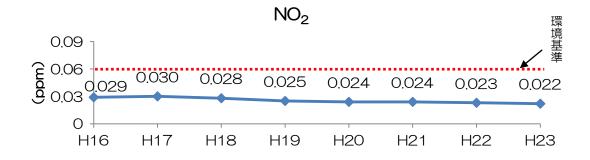
グラフは、1時間値の1日平均値の経年変化です。測定結果は、環境基準を下回る状況が続いています。



・二酸化窒素(NO₂)

環境基準は、1 時間値の 1 日平均値が 0.04 ppm から 0.06 ppm までのゾーン内またはそれ以下であることです。

グラフは、年平均値(1 時間値の 1 日平均値)の経年変化です。測定結果は、環境基準を下回る状況が続いています。



・アスベスト(石綿)(※平成22年度までのデータです)

環境基準は定められていませんが、大気汚染防止法で定める石綿製品製造事業所の敷地境界基準値として、 石綿濃度が 10 本/& (全種類のアスベストとして)以下と定められています。

敷地境界基準は、石綿の排出等を行う工場・事業場に対してのものなので参考としての比較になりますが、 測定結果は基準を下回る状況が続いています。



第2節 水質について

水質汚濁とは、産業活動による、工場等から公共用水域への排出水(地下水を含む)により、公共用水域 が汚濁され、人や動植物等の生活環境を損なうことをいいます。

水質汚濁に係る環境基準について、公共用水域に対しては、人の健康の保護に関する基準(カドミウムな ど 27 項目) と生活環境の保全に関する環境基準 (河川の類型・基準) が定められています。 地下水の水質 汚濁に係る環境基準は、カドミウムなど28項目が定められています。

1 主要河川等水質調査

入間市を流れる河川(入間川、霞川、不老川)と、これらの河川に流入する河川等の水質汚濁状況を把握 し、今後の環境保全や浄化対策の基礎資料とするため、水質調査を定期的に行っています。

現在は次の地点において、年4回の調査を行っています。測定内容は、pH(水素イオン濃度指数)、BOD (生物化学的酸素要求量)、COD(化学的酸素要求量)、SS(浮遊物質量)、DO(溶存酸素量)、MBAS(陰 イオン界面活性剤)、流量です。大森調節池上流については、不老川にて人と水牛牛物等が共生できる望ま しい河川環境の創出を図るために、国・県・関係市町村等により策定された「不老川清流ルネッサンスⅡ」 のモニタリング計画により、年12回の測定を行っています。

測定地点地図



- k 大森調節池橫左岸流入管

①測定結果の経年変化(H14~H23)

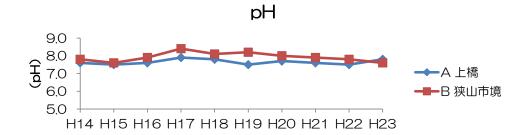
測定結果の経年変化は次のとおりです。

河川については各河川ごとに、pH、BOD、COD、SS について経年変化をグラフで示します。

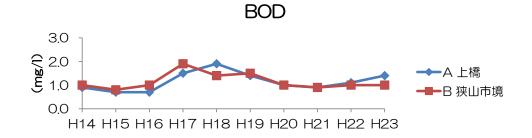
・河川 入間川

入間川	年	度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
	На	_	7.6	7.5	7.6	7.9	7.8	7.5	7.7	7.6	7.5	7.8
	BOD	mg/l	0.9	0.7	0.7	1.5	1.9	1.4	1.0	0.9	1.1	1.4
A	COD	mg/l	1.6	2.0	2.5	2.9	3.0	2.4	1.7	2.1	2.1	2.3
	SS	mg/l	2	3	2	2	2	1	2	2	1	1
上橋	DO	mg/l	10	11	10	10	10	11	10	10	10	10
	MBAS	mg/l	0.02	_	0.02	0.02	0.02	0.03	0.01	0.10	0.03	0.01
	流量	m3/s	2.2		2.4	1.5	2.3	2.3	5.1	2.6	2.6	2.9
	На		7.8	7.6	7.9	8.4	8.1	8.2	8.0	7.9	7.8	7.6
	BOD	mg/l	1.0	0.8	1.0	1.9	1.4	1.5	1.0	0.9	1.0	1.0
В	COD	mg/l	1.7	1.7	2.6	3.7	2.7	2.4	1.8	2.1	2.3	2.6
狭山	SS	mg/l	2	3	3	5	2	3	4	З	2	2
市境	DO	mg/l	10	11	11	13	11	12	11	11	10	10
	MBAS	mg/l	0.02	_	0.03	0.02	0.03	0.03	0.02	0.03	0.03	0.02
	流量	m3/s	2.3	_	2.7	_	_	_	_	_	_	_

pH 地点間で大きな差は無く、値もほぼ横ばいで推移しています。

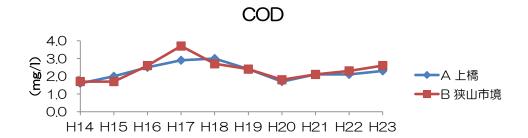


BOD 地点間で大きな差は無く、値もほぼ横ばいで推移しています。

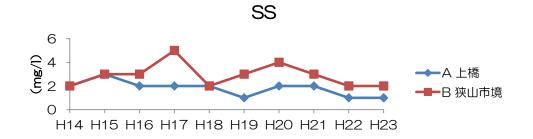


COD

地点間で大きな差は無く、値もほぼ横ばいで推移しています。



SS 地点間で大きな差は無く、値もほぼ横ばいで推移しています。

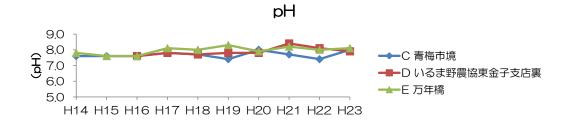


霞川

霞川	年	度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
	На	_	7.6	7.6	7.6	7.8	7.7	7.4	8.0	7.7	7.4	8.0
	BOD	mg/l	1.4	1.6	1.7	1.2	2.5	1.6	0.7	1.2	0.8	0.8
С	COD	mg/l	2.3	2.6	3.4	3.2	3.6	2.5	1.7	2.1	1.9	1.8
青梅	SS	mg/l	3	3	7	8	4	4	5	5	4	5
市境	DO	mg/l	11	11	11	9.9	10	11	9.7	10	10	10
	MBAS	mg/l	0.02	_	<0.02	0.04	0.05	0.04	0.02	0.03	0.02	0.02
	流量	m3/s	0.09	_	0.10	0.04	0.06	0.10	0.20	0.17	0.10	0.12
	На		1	_	7.6	7.8	7.7	7.8	7.8	8.4	8.1	7.9
D	BOD	mg/l	1	_	4.2	6.4	4.8	3.4	1.7	1.8	2.6	2.9
ハフナ	COD	mg/l	_	_	6.1	7.9	6.4	4.5	2.9	3.0	4.0	3.5
いるま 野農協	SS	mg/l	1	_	7	8	6	5	2	4	7	6
東金子	DO	mg/l	1	_	10	10	10	9.8	9.6	10	10	10
支店裏	MBAS	mg/l		_	0.10	0.10	0.12	0.13	0.08	0.06	0.09	0.07
	流量	m3/s	_	_	0.27	_	_	_	_	_	_	_
	На	_	7.8	7.6	7.6	8.1	8.0	8.3	7.9	8.2	8.0	8.1
	BOD	mg/l	2.0	1.9	1.8	2.1	2.3	2.3	1.0	1.3	1.3	1.1
Е	COD	mg/l	4.5	4.8	4.6	5.5	4.5	4.0	2.1	2.8	3.1	2.5
	SS	mg/l	4	6	5	80	4	5	2	5	6	4
万年橋	DO	mg/l	10	10	10	9.3	9.3	9.7	9.6	9.7	10	9.9
	MBAS	mg/l	0.04	0.06	0.04	0.15	0.08	0.05	0.04	0.05	0.05	0.04
	流量	m3/s	0.21	0.20	0.22	_	_	_	_	_	_	_

Hq

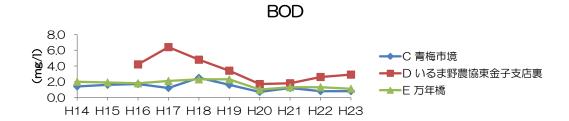
地点間で大きな差は無く、値もほぼ横ばいで推移しています。



BOD

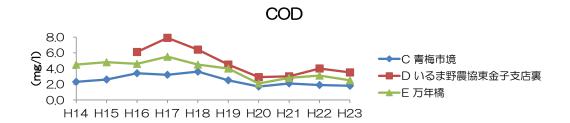
「D いるま野農協東金子支店裏」は値の高い年から年々減少しており、ここ数年はほぼ横ばいで推移しています。

その他の2地点では値はほぼ横ばいで推移しています。



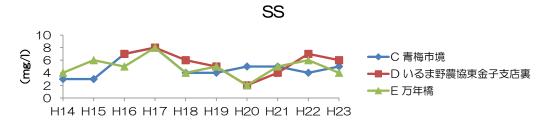
COD

「D いるま野農協東金子支店裏」、「E 万年橋」、「C 青梅市境」の順で値が高い傾向にあります。「D いるま野農協東金子支店裏」は値の高い年から年々減少しており、ここ数年はほぼ横ばいで推移しています。 その他の2地点では、値はほぼ横ばいで推移しています。



SS

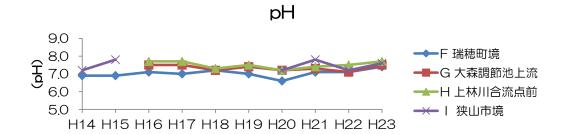
地点間で大きな差は無く、値もほぼ横ばいで推移しています。



不老川

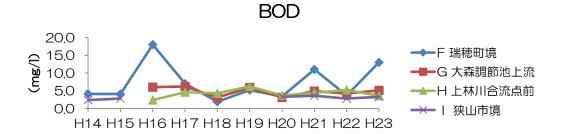
不老川	年	度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
	На	_	6.9	6.9	7.1	7.0	7.2	7.0	6.6	7.1	7.1	7.4
	BOD	mg/l	4.1	4.1	18	7.0	1.9	5.2	3.4	11	3.7	13
F	COD	mg/l	7.6	8.6	18	9.9	5.0	8.0	4.3	16	7.1	23
瑞穂	SS	mg/l	18	15	15	4	1	2	10	9	5	10
町境	DO	mg/l	7.2	7.2	6.3	8.9	10	11	8.6	8.3	9.1	8.5
	MBAS	mg/l	0.16	_	0.21	0.07	0.08	0.08	0.07	0.20	0.10	0.24
	流量	m3/s	0.05	_	0.09		_		_	1		_
G	На	_	1	_	7.5	7.5	7.2	7.4	7.2	7.3	7.1	7.5
u	BOD	mg/l	1	_	6.0	6.2	3.1	5.9	3.1	4.9	4.2	5.1
大森調	COD	mg/l		_	7.8	8.3	5.2	7.5	4.3	6.7	5.4	6.4
節池上流	SS	mg/l	1	_	3	3	2	4	2	4	5	2
	DO	mg/l		_	9.7	8.8	9.5	10	9.6	8.9	8.9	9.4
年12回 平均値	MBAS	mg/l	1	_	0.16	0.09	0.16	0.20	0.14	0.15	0.13	0.09
十均恒	流量	m3/s	1	_	0.17	0.11	0.13	0.10	0.19	0.09	0.14	0.097
	Н		1	_	7.7	7.7	7.3	7.5	7.2	7.4	7.5	7.7
Н	BOD	mg/l		_	2.4	4.6	4.3	6.2	3.7	4.4	5.2	3.6
П	COD	mg/l	_	_	5.3	8.0	4.4	5.8	3.7	4.3	5.4	4.8
上林川	SS	mg/l		_	4	5	4	7	4	5	7	4
合流点 前	DO	mg/l	_	_	11	10	10	11	9.5	10	10	11
13.5	MBAS	mg/l	_	_	0.05	0.06	0.09	0.11	0.10	0.11	0.09	0.07
	流量	m3/s	_	_	0.44	_	_	_	_	_	_	_
	На	_	7.2	7.8	_	_	_	_	7.2	7.8	7.2	7.6
	BOD	mg/l	2.4	2.8	_	_	_	_	3.3	3.6	2.8	3.3
I	COD	mg/l	4.8	7.1	_	_	_	_	3.5	4.5	4.5	4.8
狭山	SS	mg/l	3	9	_	_	-	_	3	7	6	4
市境	DO	mg/l	11	9.5	_	-	_	_	10.0	10	10	11
	MBAS	mg/l	0.05	0.14	-	-	-	_	0.07	0.10	0.08	0.07
	流量	m3/s	0.42	0.43	_	_	_	_	_	0.2	0.30	0.20

pH 地点間で大きな差は無く、値もほぼ横ばいで推移しています。



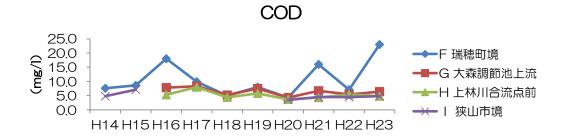
BOD

平成 23 年度を含め、「F 瑞穂町境」にて値の高い年がみられます。その他の地点では、地点間で大きな差は無く、値はほぼ横ばいで推移しています。



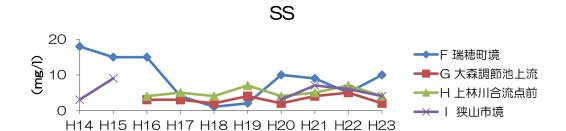
COD

平成 23 年度を含め、「F 瑞穂町境」にて値の高い年がみられます。その他の地点では、地点間で大きな差は無く、値はほぼ横ばいで推移しています。



SS

平成 23 年度を含め、「F 瑞穂町境」にて値の高い年がみられます。その他の地点では、地点間で大きな差は無く、値はほぼ横ばいで推移しています。

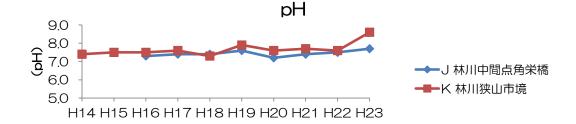


林川

林川	年	度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
	На		_	_	7.3	7.4	7.4	7.6	7.2	7.4	7.5	7.7
	BOD	mg/l	_	_	19	26	15	17	18	12	11	12
J	COD	mg/l		_	21	25	21	15	15	11	11	13
林川	SS	mg/l	_	_	8	12	7	8	8	8	6	4
中間点 角栄橋	DO	mg/l	_	_	3.8	4.0	4.4	5.1	6.2	6.1	5.6	5.9
	MBAS	mg/l	_	_	1.20	0.13	0.95	1.10	1.20	0.78	0.45	0.66
	流量	m3/s	_	_	0.02		_	1	_	1	_	_
	На	-	7.4	7.5	7.5	7.6	7.3	7.9	7.6	7.7	7.6	8.6
1/	BOD	mg/l	15	15	18	17	9.0	8.8	6.3	4.8	7.9	5.4
K	COD	mg/l	18	17	19	20	10	10	8.0	7.1	7.8	8.7
林川	SS	mg/l	11	8	10	8	3	6	4	3	3	2
狭山 市境	DO	mg/l	4.3	3.6	4.2	7.0	7.7	8.8	9.2	10	9.2	12
2471	MBAS	mg/l	1.40	_	0.55	0.11	0.21	0.19	0.35	0.14	0.14	0.19
	流量	m3/s	0.04	_	0.02	_	_	_	_	_	_	_

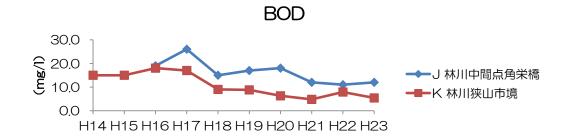
Hq

地点間で大きな差は無く、値もほぼ横ばいで推移しています。



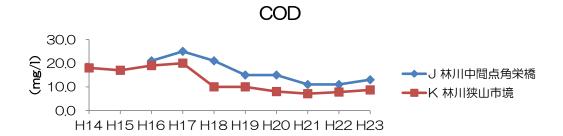
BOD

上流である「J 林川中間点角栄橋」の方が、下流の「K 林川狭山市境」よりも値が高い傾向にあります。 両地点とも、値は若干減少の傾向がみられます。



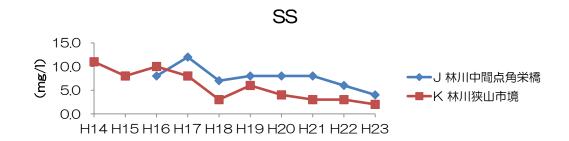
COD

上流である「J 林川中間点角栄橋」の方が、下流の「K 林川狭山市境」よりも値が高い傾向にあります。 両地点とも、値は若干減少の傾向がみられます。



SS

上流である「J 林川中間点角栄橋」の方が、下流の「K 林川狭山市境」よりも値が高い傾向にあります。 両地点とも、値は若干減少の傾向がみられます。



・流入河川等(BOD値)

入間川流入河川等

1 m	or /	
(m		
< 1 I I	\sim	' '

	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
a 藤田堀	4.5	6.8	5.9	4.9	6.4	5.5	11	5.5	4.8	5.4
b 中橋上流水路	1	-	4.6	4.8	8.1	4.3	6.6	6.6	3.3	8.1
c 大沢川	33	14	19	21	8.9	5.3	2.9	3.1	5.1	5.8
d 前堀川	3.0	2.1	1.9	1.5	2.2	2.0	1.4	1.5	1.9	0.9
e 秋津川	1.5	-	1.9	1.9	2.6	1.7	1.4	1.3	1.4	1.2

霞川流入河川等

(mg/1)

	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
f 八幡堀	5.3	-	3.9	5.9	2.4	3.2	6.8	2.7	2.0	5.9
g 久保堀	13	16	19	52	20	20	10	5.6	6.4	9.5
h 工業団地吐口	13	57	20	23	27	12	6.4	9.8	7.3	13

不老川流入河川等

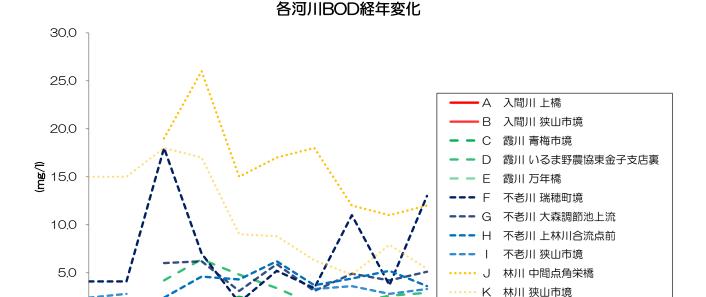
0.0

(mg/1)

								(1111 6)	
	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
i 清水川	4.5	7.7	4.2	18	6.2	7.2	2.9	5.1	5.1	10
j 中島川	8.0	8.7	9.9	11	9.4	10	6.3	9.3	7.1	5.9
k 大森調節池横左岸流入管	-	-	_	1	-	-	-	10	7.0	14
1 谷川	4.6	2.7	5.6	3.9	3.9	5.0	2.3	3.1	6.4	2.6
m 上林川	5.6	-	4.2	5.9	3.8	3.8	3.8	2.8	4.7	1.7

②各河川 BOD 経年変化の地点間比較

各河川における測定地点の BOD の経年変化を次に示します。林川、不老川、霞川、入間川の順で値が高い傾向にあります。これは、河川規模及び水量に対する生活雑排水の流入の割合などによるものだと考えられます。「F 不老川瑞穂町境」、「J 林川中間点角栄橋」、「K 林川狭山市境」では年により値に大きな変化がありますが、過去の流量データ(第2節1-①より)によると、これらの地点は他の地点よりも流量が少なく(O.1 ㎡/s 以下)、このことが変化の要因のひとつになっていると考えられます。その他の地点では値はほぼ横ばいです。



H14 H15 H16 H17 H18 H19 H20 H21 H22 H23

2 公共用水域の水質測定(県実施)(※平成22年度までのデータです)

河川の水質調査は、埼玉県でも実施しています。県では、各河川に環境基準点を設け、水質汚濁の状況を監視しています。環境基準点では、健康項目(人の健康を保護する上で維持されることが望ましい項目)と、生活環境項目(生活環境を保全する上で維持されることが望ましい項目)において基準を定めています。健康項目は全ての公共用水域において一律に適用されますが、生活環境項目は河川類型(利水目的等に基づいて、河川を AA~E の 6 つに区分したもの) ごとに基準値が異なります。

ここでは参考として、入間市及び入間市に近接した基準点における平成 13 年度~22 年度の BOD 値の環境基準達成状況について紹介します。環境基準との比較は、75%値を用いて行います。なお、ここで紹介する基準点において、この 10 年間は健康項目の基準超過はありません。

①入間川

基準点は給食センター前(飯能市)、落合橋(川島町/川越市)、入間大橋(川越市)です。

河川類型はA類型(入間大橋と落合橋は平成 17 年に B 類型から A 類型に変更)で、A 類型における BOD の環境基準は 2 mg/l以下(B 類型は 3 mg/l以下)です。

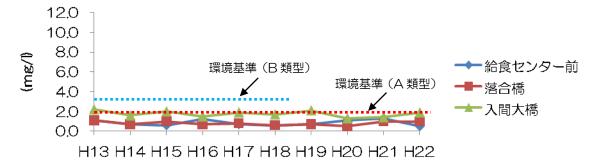
BOD(75%値)の経年変化は次のとおりです。環境基準との比較についてはグラフで示します。

各地点とも値は横ばいで、平成 19 年度の入間大橋にて 2.1 mg/l でしたが、その他の年・地点では基準を下回っています。

BOD (75%值)

	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
給食センター前	1.1	0.7	0.6	1.2	0.7	0.6	0.7	1.1	1.3	0.5
落合橋	1.1	0.7	1.0	0.7	0.8	0.6	0.7	0.5	1.0	1.0
入間大橋	2.2	1.6	2.0	1.5	1.9	1.7	2.1	1.3	1.4	1.9

BOD (75%値)



②霞川

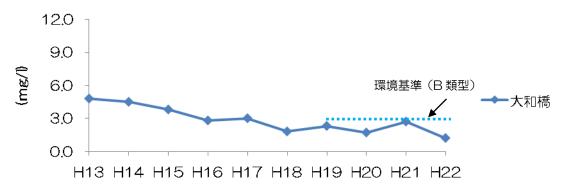
基準点は大和橋(入間市)です。

河川類型はB類型(※平成18年に指定)で、B類型におけるBODの環境基準は3 mg/l下です。BOD(75%値)の経年変化は次のとおりです。環境基準との比較についてはグラフで示します。値は減少の傾向が見られ、基準の指定後は、基準を下回る状況が続いています。

BOD (75%值)

_											
		H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
	大和橋	4.8	4.5	3.8	2.8	3.0	1.8	2.3	1.7	2.7	1.2

BOD (75%值)



③不老川

基準点は不老橋(川越市)です。

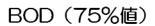
河川類型はE類型で、E類型におけるBODの環境基準は10 mg/l以下です。

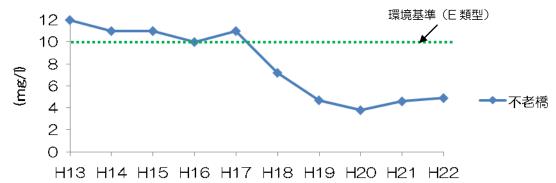
BOD(75%値)の経年変化は次のとおりです。環境基準との比較についてはグラフで示します。

基準を超過する状況が続いていましたが、ここ数年は値が減少し、基準を下回る状況が続いています。

BOD (75%值)

	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
不老橋	12	11	11	10	11	7.2	4.7	3.8	4.6	4.9





3 宮寺生活雑排水処理施設

宮寺生活雑排水処理施設(宮寺 2360 番地先)は、不老川へ流入する雨水管からの排水を浄化することを目的に、平成7年度に埼玉県が設置したもので、平成12年度に県から移譲を受け、その後は市が管理を行っています。

構造は、生活排水を含んだ雨水管からの流入水をバクテリアにより生物処理し、浄化した後に不老川へ排出するものです。毎月の点検に加え、年に4回原水と処理水の水質検査を行っています。

①原水及び処理水の水質

・平成 23 年度測定結果

平成23年度の測定結果は次のとおりです。

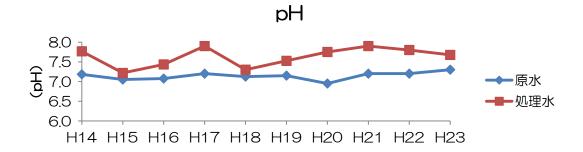
年月	В	水温 (℃)	透視度 (c m)	На	BOD (mg/1)	COD (mg/1)	SS (mg/1)
4月13日	原水	16.5	9	7.5	26.8	23.6	17.0
4/5/100	処理水	16.0	30以上	7.2	4.8	7.0	5未満
78120	_原_水_	25.5	9	7.1	12.0	9.8	13.0
7月13日	処理水	28.0	30以上	7.7	5.4	4.9	5未満
10月13日	_原_水_	20.0	10_	7 <u>.2</u>	13.7	14.5	10.0
109136	- 処理水	20.0	30以上	8.0	1未満	2.5	5未満
1月16日	_原_水_	11.0	10_	7.4	14.5	17.3	20.0
1/3100	処理水	13.5	30以上	7.8	1.4	5.1	5未満
平均	_原_水_	18.3	9.5	7 <u>.</u> 3	16.8	16.3	15.0
+1-1-1	処理水	19.4	30以上	7.7	3.2	4.9	5未満

・測定結果の経年変化

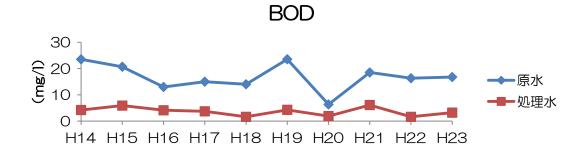
測定結果の経年変化は次のとおりです。測定項目のうち、pH、BOD、COD、SS の値について、それぞれ原水と処理水の経年変化をグラフで示します。

年月	÷	水温	透視度	рΗ	BOD	COD	SS	T-N	T-P
++)	支	$(^{\circ}\mathbb{C})$	(c m)		(mg/1)	(mg/l)	(mg/1)	(mg/l)	(mg/l)
H14	原_水_	18.5	21.8	7.2	23	20	17	15.0	2.6
		19.3	53	7.8	4.2	7.7	5未満	10.3	1.8
H15	_原_水_	17.8	21	7 <u>.</u> 1	21	21	26	18.3	2.6
	- 処理水	18.2	30以上	7.2	5.9	8.4	6.3	12.1	2.6
H16	_原_水_	19.6	_17.3_	7 <u>.</u> 1	13	14	17	14.5	<u>2.</u> 5
	処理水	20.6	30以上	7.4	4.1	6.0	5未満	11.1	2.2
H17	原_水_	<u> 18.3</u>	22.3	7.2	15	18	20	17.0	3.1
	処理水	19.5	30以上	7.9	3.7	4.9	5.5	12.0	2.0
H18	原水	19 <u>.</u> 5	30.0	7 <u>.1</u>	14	<u>16</u>	12	16.0	<u>2.</u> 0
	- 処理水	19.4	30以上	7.3	1.6	6.8	3.5	11.4	1.6
H19	_原_水_	20.2	24.8	7.2	24	<u>19</u>	54_	13.9	1.7
	- 処理水	20.5	30以上	7.5	4.3		5.3	14.5	1.8
H20	原水	19.0	_14.0_	7.0	6.3	9.3	10.3	11	1.1
		20.3	30以上	7.8	1.9	3.6	5未満	11	1.1
H21	原水	19 <u>.</u> 8	_10.8_	7 <u>.2</u>	18.5	17 <u>.</u> 8	20.0	L =	[]
	- 処理水	20.5	30以上	7.9	6.1	5.3	5未満		
H22	_原_水_	17.4	10.0	7.2	16.3	18 <u>.</u> 5	32.5		
1 122	処理水	18.5	30以上	7.8	1.6	3.4	5未満		[
H23	_原_水_	18.3	9.5	7.3	16.8	16.3	<u> 15.0</u>		
1123	処理水	19.4	30以上	7.7	3.2	4.9	5未満		[<u>-</u>]

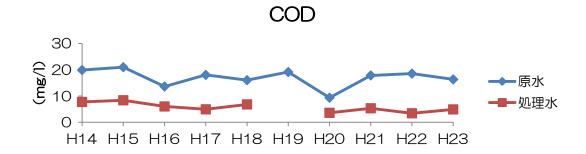
Hq



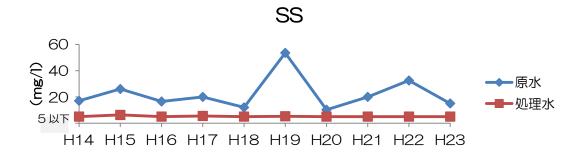
BOD



COD



SS



4 地下水污染調査

有機塩素系溶剤による地下水の汚染状況を把握するため、平成 10 年度より地下水揚水箇所(井戸など)にて、トリクロロエチレン・テトラクロロエチレンの調査を行っています。

地下水中のトリクロロエチレン・テトラクロロエチレンの環境基準及び測定結果の経年変化については次のとおりです。なお、表中の色つきの箇所は環境基準の超過を示します。

平成 23 年度の調査では、豊岡地区の 1 地点にて、テトラクロロエチレンの環境基準超過が確認されました。ここ数年は、ほぼ全ての地点で環境基準を達成しています。

環境基準								
トリクロロエチレン	0.03mg/l以下							
テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下							

			H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
	地点A	トリクロロエチレン	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003
豊	(豊岡地区)	テトラクロロエチレン	0.023	0.024	0.043	0.011	0.019	0.008	0.005	0.029	0.008	0.012
岡	地点B	トリクロロエチレン	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003
地区	(豊岡地区)	テトラクロロエチレン	0.008	0.008	0.011	0.009	0.009	0.003	0.009	0.008	0.005	0.003
	地点C	トリクロロエチレン	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003						
	(豊岡地区)	テトラクロロエチレン	0.034	0.033	0.039	0.030						
	地点D	トリクロロエチレン	0.015	0.014	0.017	0.013	0.013	0.009	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003
1 **	(藤沢地区)	テトラクロロエチレン	0.012	0.011	0.011	0.009	0.008	0.006	0.002	0.005	0.004	0.005
藤沢	地点E	トリクロロエチレン	0.013	0.012	0.014	0.011	0.011	0.010	<0.003	<0.003	<0.003	<0.003
地区	(藤沢地区)	テトラクロロエチレン	0.015	0.012	0.014	0.010	0.009	0.010	0.003	0.008	0.007	0.006
	地点F	トリクロロエチレン	0.009	0.007	0.013							
	(藤沢地区)	テトラクロロエチレン	0.010	0.006	0.014							
	地点G	トリクロロエチレン	0.005	0.005	0.006	0.004	0.004	<0.003	0.003	<0.003	<0.003	<0.003
	(金子地区)	テトラクロロエチレン	0.016	0.018	0.007	0.004	0.004	0.007	0.003	0.002	0.003	0.005
金子	地点H	トリクロロエチレン	0.006									
地区	(金子地区)	テトラクロロエチレン	0.002									
	地点丨	トリクロロエチレン		<0.003								
	(金子地区)	テトラクロロエチレン		<0.001								

5 事業所排水調査

市では、小規模な事業所(飲食店等)からの排水による河川の汚濁を未然に防止するために、立入調査や 排出水の採取分析を行うなど、排出水の水質について、一層の改善を指導しています。また、排水量等によ り排水基準が適用される事業所については、基準超過の有無について確認しています。

立入結果とその推移は次のとおりです。

平成 23 年度は、14 事業所へ立入り、その内の3 事業所で基準値違反が確認されました。違反内容は pH 基準の違反が1件(飲食店)、BOD 基準の違反が3件(弁当製造業・飲食店)、SS 基準の違反が2件 (弁当製造業・飲食店)となっています(※一つの事業所による複数違反あり)。

年	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	
調査件数		22	10	18	15	14	12	14	13	13	14
	На	1	1	3	1	1	Ο	0	1	1	1
不適項目	BOD	3	2	7	3	4	3	1	2	4	3
	SS	0	2	4	1	2	1	1	2	3	2

第3節 騒音・振動について

騒音とは、人が聞いて好ましくない音の総称で、その大きさをデシベル(dB)で表します。

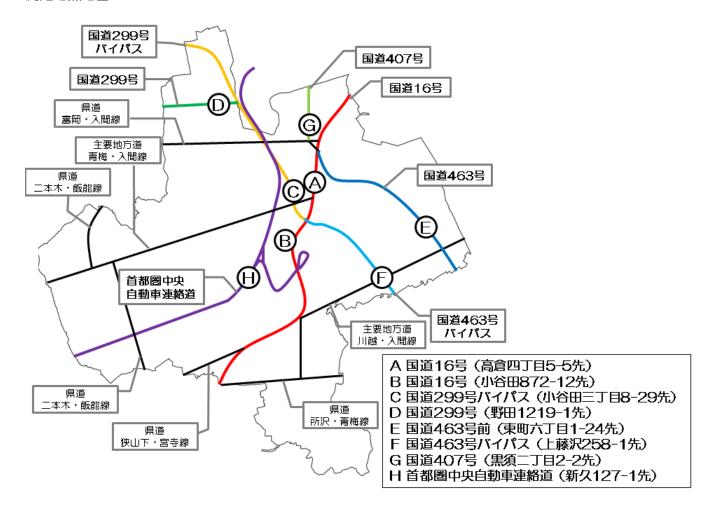
騒音に係る環境基準は、一般地域及び道路に面する地域について、それぞれ基準値が設定されています。 振動とは、人為的な地盤の振動により建物の振動を引き起こすなど、日常生活に影響を与えるもので、その大きさをデシベル(dB)で表します。

振動に係る環境基準はありません。

1 自動車交通騒音調査

主要道路における自動車交通騒音を把握するために、自動車交通騒音測定を行っています。現在は次の測定地点にて、各地点隔年の測定を行っています。

測定地点地図



①平成 23 年度測定結果

平成 23 年度は、11 月 30 (水) から 12 月 1 日 (木) において、「A 国道 16 号」、「C 国道 299 号 バイパス」、「E 国道 463 号前」、「G 国道 407 号」の 4 地点にて、24 時間の測定を行いました。また 騒音測定に併せて、同地点において自動車交通量調査も実施しました。

・自動車交通騒音調査結果

幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準・要請限度と測定結果は次のとおりです。表中の色つきの 箇所は環境基準の超過を、色つき及び太枠の箇所は環境基準及び要請限度の超過を示します。なお、要請 限度との比較には3日間の測定が必要なため、参考としての比較になります。

「A 国道 16号」、「C 国道 299号バイパス」、「G 国道 407号」の昼夜及び「E 国道 463号前」の 夜間において環境基準を超過しました。「A 国道 16号」、「C 国道 299号バイパス」、「G 国道 407号」 の夜間については、要請限度も超過しました。今後も引き続き監視を行っていきます。

(単位:dB)

	環境基準	要請限度
昼間	70	75
夜間	65	70

NI	≕用木+44上	昼間	夜 間
No	調査地点	測定値(dB)	測定値(dB)
А	国道16号(高倉四丁目5-5先)	73	72
С	国道299号バイパス(小谷田三丁目8-29先)	74	72
Е	国道463号前(東町六丁目1-24先)	67	67
G	国道407号(黒須二丁目2-2先)	71	73

・自動車交通量調査

車種の分類と調査結果(交通量・大型車混入率、走行速度)は次のとおりです。交通量と大型車混入率についてはグラフで示します。

車種の分類

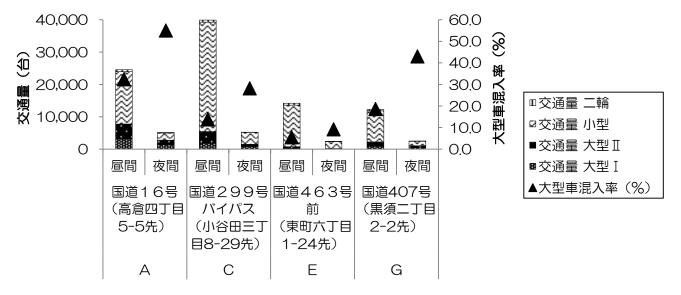
分類	細分類	区分	特徴	代表的な車種
	大	普通貨物自動車		キャブオーバトラック ダンプ トラクタ
	型車	特殊用途自動車	車両前部上部に速度表示灯(バスを除く)	コンクリートミキサー車 タンク車
大型車	1	乗合自動車		観光バス 路線バス
車	大	普通貨物自動車	車両総重量8t未満	キャブオーバトラック バン型トラック
	型車	特殊用途自動車	最大積載量5t未満	冷蔵冷凍車 塵芥車
	Ī	乗合自動車	乗車定員11人以上29人以下	レンタカー マイクロバス
小型	車	貨物自動車	貨物自動車(排気量50ccを超え、2,000cc以下)	軽トラック
	乗用車		乗用車(乗車定員10人以下)	普通乗用車
二車	扁車	二輪自動車、原動	加機付自転車	

交通量・大型車混入率

全地点で交通量は昼間に多く、大型車混入率は夜間に高くなりました。

				断	面合計交通	量(台/日	1)	
	調査地点	時間区分	大型 I	大型Ⅱ	小型	二輪	計	大型車 混入率 (%)
		昼間	3,180	4,602	16,200	576	24,558	32.4
А	国道16号 (高倉四丁目5-5先)	夜間	1,404	1,344	2,250	126	5,124	55.0
	(S: 2 - 3 - 3 - 3 - 3 - 3 - 3 - 3 - 3 - 3 -	合計	4,584	5,946	18,450	702	29,682	36.3
		昼間	1,794	3,636	33,822	648	39,900	13.8
С	国道299号バイパス (小谷田三丁目8-29先)	夜間	840	624	3,726	42	5,232	28.2
	(, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	合計	2,634	4,260	37,548	690	45,132	15.5
		昼間	156	600	12,870	576	14,202	5.5
Е	国道463号前 (東町六丁目1-24先)	夜間	84	132	2,136	96	2,448	9.2
		合計	240	732	15,006	672	16,650	6.1
		昼間	870	1,332	9,630	420	12,252	18.6
G	国道407号 (黒須二丁目2-2先)	夜間	438	606	1,386	102	2,532	43.0
		合計	1,308	1,938	11,016	522	14,784	22.8

自動車交通量調査結果



走行速度

「A 国道 16号」以外の地点では、夜間に速度が上がる結果になりました。

		昼間	夜 間
No	調査地点	平均走行速度 (km/h)	平均走行速度 (km/h)
А	国道16号(高倉四丁目5-5先)	59.8	58.2
С	国道299号バイパス(小谷田三丁目8-29先)	49.8	56.8
Е	国道463号前(東町六丁目1-24先)	45.0	47.8
G	国道407号(黒須二丁目2-2先)	42.8	48.1

・自動車交通騒音と交通量・走行速度の関係

各地点とも、小型車・二輪車は昼間から夜間にかけて交通量が大きく減少しますが、大型車は大きな変動はせず、その結果、夜間に大型車混入率が高くなっています。一方、自動車交通騒音では昼間と夜間に大きな差はありません。したがって、自動車交通騒音には大型車交通量の影響が高いと考えられます。また、自動車交通騒音と走行速度に顕著な傾向はみられませんでした。

②騒音測定結果の経年変化

各地点における騒音測定結果の経年変化は次のとおりです。表中の色つきの箇所は環境基準の超過を示し、 色つき及び太枠の箇所は環境基準及び要請限度の超過(※参考としての比較)を示します。

ほぼ全ての地点にて、昼夜ともに環境基準を超過する状況が続いており、夜間には要請限度を超過している地点も多くみられます。

(単位:dB)

	年 度		H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
Α	国道16号	昼間	71	71	72	73		72	_	72	_	73
	(高倉四丁目5-5先)	夜 間	71	70	71	72	_	71	_	72	_	72
В	国道16号	昼間	77	73	71	_	73		73	_	74	_
В	(小谷田872-12先)	夜 間	78	73	72	_	72	_	73	_	74	_
С	国道299号バイパス	昼間	75	74	74	76		71	_	73		74
	(小谷田三丁目8-29先)	夜間	74	73	73	74		69		72	_	72
D	国道299号	昼間	74	73	72		72		72	_	72	_
	(野田1219-1先)	夜間	71	71	71		68		68	_	68	_
Е	国道463号前	昼間	69	69	68	68	1	69	-	67		67
	(東町六丁目1-24先)	夜 間	68	67	66	67	ı	68	-	67		67
F	国道463号バイパス	昼間	69	69	69	-	68	1	68	_	67	_
	(上藤沢258-1先)	夜間	67	66	67	-	66		65	_	64	_
G	国道407号	昼間	73	71	72	72		73	_	73		71
L	(黒須二丁目2-2先)	夜 間	72	71	72	72		72	_	72	_	73
Н	首都圏中央自動車連絡道	昼間	71	71	71		71	_	73		69	_
	(新久127-1先)	夜 間	65	65	65	_	66	_	71	_	66	_

2 深夜営業騒音指導

入間市では、狭山保健所との連携により、食品営業許可の申請及び更新の際に、音響機器を設置する飲食 店等に対して、埼玉県生活環境保全条例の深夜営業騒音規制に基づく騒音の指導を行っています。

指導件数の推移は次のとおりです。

(単位:件)

	年 度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
	豊岡	11	7	5	9	3	5	8	12	5	4
地	東金子	0	1	3	1	0	3	1	2	2	1
区別	金 子	0	1	1	1	0	0	1	1	0	0
内	宮 寺	3	1	0	0	2	0	1	0	0	0
訳	藤沢	5	3	3	4	4	2	8	4	4	5
	西武	0	1	0	1	1	0	1	1	1	1
合 計		19	14	12	16	10	10	20	20	12	11

3 航空機騒音調査(県実施)

埼玉県では、航空機騒音の現状把握と周辺対策のため、飛行場の騒音測定調査を実施しています。参考と して測定結果を紹介します。

①横田飛行場 [測定局:入間市立金子小学校(入間市西三ツ木 150)]

測定結果は次のとおりです。表中の色つきの箇所は環境基準の超過を示します。

環境基準を超過する状況が続いています。ここ数年は、1 日の平均騒音発生回数も横ばいで推移しています。

	年 度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	
騒音発 生回数	総数(回)	6,721	7,477	7,134	5,602	2,140	4,977	4,749	5,291	5,148	5,009	環境 基準
生回数	1日平均(回)	18	21	20	15	13	14	14	14	15	14	
۱,° ۱	-クルバルの フー平均値 B〔A〕)	85	87	85	85	I	84	85	85	84	85	_
WE	CPNL値	74	76	74	73	71	71	72	72	71	72	70
測定	日数(日)	365	365	363	365	161	361	331	365	352	366	_

(埼玉県環境部 水環境課より)

②入間飛行場 [測定局:所沢市立宮前小学校(所沢市東狭山ヶ丘 6-2777-1)]

測定結果は次のとおりです。表中の色つきの箇所は環境基準の超過を示します。

環境基準を超過する状況が続いています。ここ数年は、1 日の平均騒音発生回数も横ばいで推移しています。

年 度		H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	
騒音発	総数(回)	14,169	15,327	9,442	14,260	14,579	15,283	14,774	11,971	14,902	14,602	環境 基準
生回数	1日平均(回)	41	43	47	40	40	42	41	41	41	40	
Ŋ° [-クルバルの 7-平均値 B〔A〕)	82	82	82	83	-	83	83	83	83	83	_
WE	CPNL値	72	72	72	73	72	73	72	73	73	73	70
測定日数(日)		349	360	199	360	365	366	365	295	365	366	_

(埼玉県環境部 水環境課より)

第4節 悪臭について

悪臭とは、人が感じる不快な臭いの総称で、一般的には良い臭いと思われる臭いでも、強さや頻度、時間によっては悪臭として感じられることがあります。

悪臭に係る環境基準は定められていませんが、入間市では悪臭防止法による臭気指数規制(人間の嗅覚を利用した規制)が行われています。入間市における規制の概要については次のとおりです。

・1号基準 (敷地境界における規制基準)

区域区分	基準値
A区域(B、C区域を除く区域)	臭気指数15
B区域(農業振興地域)	臭気指数18
C区域(工業地域・工業専用地域)	臭気指数18

・2号基準(煙突等の排出口における規制基準)

敷地境界の基準を用いて、悪臭防止法施行規則第6条の2に定める換算式によって算出します。

・3号基準(排出水中の規制基準)

敷地境界の基準を用いて、悪臭防止法施行規則第6条の2に定める換算式によって算出します。

悪臭調査

平成 23 年度は、平成 22 年度に実施した悪臭分析調査で基準値を超えていたために改善指導中であった 1 事業所(4 地点)にて、改善を確認するために測定を実施しました。結果、全地点にて規制基準値以下であり、改善を確認しました。

第5節 地盤沈下について

地盤沈下は、地下水を過剰にくみ上げるなどの人為的な行為によって地盤が沈下するもので、建物が傾いたり水道管などの地下埋設物が破損するなどの被害が生じます。

地盤沈下調査(県実施)

地盤沈下に係る調査は埼玉県が行っており、入間市内では 4 地点にて測定を行っていますので、測定結果について紹介します。

各地点とも、年単位では被害が生ずるほどの大きな変動(県では年 20 mm 以上の変動を目安としています)はありませんが、細かな増減を繰り返しています。

(単位:mm)

																(-	<u> </u>
	開		H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	開始年	H23.1.1
調査地点	始	~	~	\sim	\sim	~	\sim	\sim	\sim	~	~	~	~	\sim	\sim	からの	の真高
	年	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	変動量	TP(m)
入間市役所内(豊岡1-16-1)	S60	-27	+ O	+ 1	+ 1	- 2	- 3	+ 1	- 1	- 2	- 1	- 4	+	- 1	-7	-38	105,838
藤沢辻堂墓地裏(下藤沢474)	S48	-143	+ 2	- 1	+ 3	- 3	- 1	+ O	- 1	- 1	- 2	- 3	+ 6	- 2	- 7	-153	87.253
神明神社境内(上藤沢642)	H17									+ O	- 2	- 1	+ 5	- 4	- 6	- 7	101.082
宮寺交差点(二本木1175)	H17									+ O	- 2	+ 1	+ 4	- 2	- 4	- 3	127.131

第6節 ダイオキシン類について

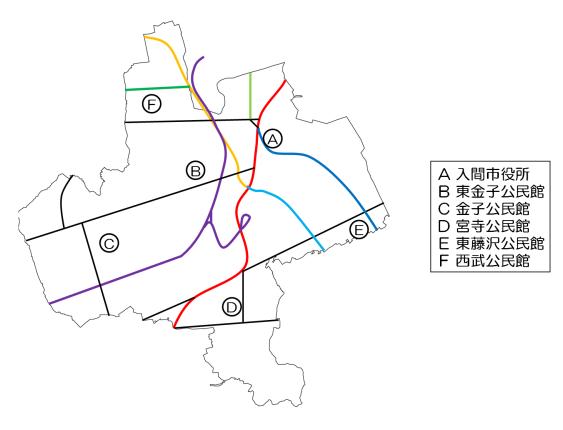
ダイオキシン類は、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン(PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)、コプラナーポリ塩化ビフェニル(コプラナーPCB)からなる物質群の総称です。

ダイオキシン類に係る環境基準は、大気、水質、水底の底質及び土壌について定められています。

大気中ダイオキシン類調査

市内における大気中のダイオキシン類濃度を把握するため、測定を行っています。測定地点は次のとおりです。市役所については毎年行い、その他の地点については毎年 2 地点をローテーションで選定し、測定を行っています。

測定地点地図



①平成 23 年度測定結果

平成 23 年度は、夏期については平成 23 年 8 月 26 日~9 月 2 日の 7 日間、冬期については平成 24 年 1 月 12 日~1 月 19 日の 7 日間にて測定を実施しました。

測定結果は次のとおりです。結果は各地点とも、大気中のダイオキシンの環境基準を大きく下回りました。

毒性換算濃度(pg-TEQ/m3)

		7 1 1 1 7 7 T 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	<u> </u>		
調査地点	H23夏期	H23冬期	H23 平均値	環境基準 達成状況	環境基準
A 入間市役所	0.033	0.027	0.030	0	年間平均値
D 宮寺公民館	0.025	0.040	0.033	0	0.6pg- TEQ/m3
F 西武公民館	0.023	0.024	0.024	0	以下

② 測定結果の経年変化

測定結果の経年変化は次のとおりです。全地点にて、環境基準(年間平均値 O.6pg-TEQ/m³以下)を大きく下回る状況が続いています。

毒性換算濃度(pg-TEQ/m3)

調査地点	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	備考
A 入間市役所	0.077	0.057	0.047	0.044	0.041	0.037	0.051	0.028	0.033	0.030	_
B 東金子公民館	0.068	0.046	0.042	0.043	0.042	0.037	0.037	0.050	1	-	市中央
C 金子公民館	0.130	0.049	0.038	1	0.037	1	0.034	1	0.031	1	市西部
D 宮寺公民館	0.067	0.068	0.049	0.049	-	0.044	ı	0.059	1	0.033	市南部
E 東藤沢公民館	0.090	0.056	0.045	ı	0.041	1	0.049	1	0.034	ı	市東部
F 西武公民館	0.076	0.066	0.052	0.044	-	0.049	1	0.031	1	0.024	市北部
平均値	0.085	0.057	0.045	0.045	0.040	0.042	0.043	0.042	0.033	0.029	

第7節 空閑地の保全について

空閑地の保全については、入間市空閑地の保全に関する条例に基づき、所有者または管理者に対して適正管理をお願いしています。

第8節 電波障害について

電波障害については、入間市生活環境の保全に関する指導要綱に基づき、建築主等に対して、建築物により電波障害の発生が予想される地域について、受信状況の調査や発生予測図の提出を求めています。また、 万が一障害が発生した場合は、速やかに障害除去対策をとるよう求めています。

第9節 公害等相談について

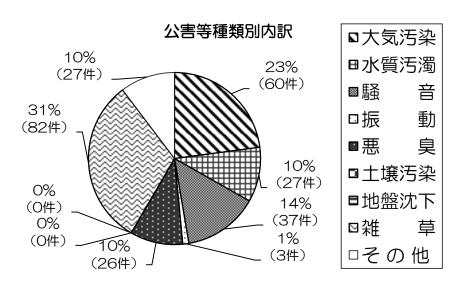
市には日々、典型了公害(大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭)のほか、空き地の雑草や廃棄物の投棄などについて、市民の方から相談が寄せられています。

1 平成 23 年度の相談状況

平成23年度に市へ寄せられた相談は、262件でした。

① 公害等種類別の内訳

「雑草」についての相談が最も多く、次いで「大気汚染」、「騒音」でした。「土壌汚染」と「地盤沈下」についての相談は寄せられませんでした。



② 公害等種類別の特徴

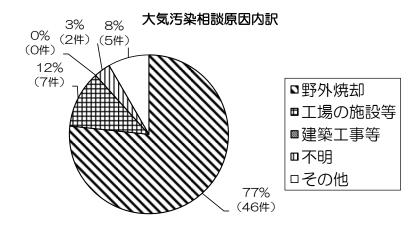
公害等の種類ごとの特徴は次のとおりです(原因者の区分については、総務省公害等調整委員会の「公害 苦情調査」を参考にしています)。

・大気汚染

大気汚染については、60件の相談が寄せられました。

原因は、ドラム缶によるゴミの焼却などの「野外焼却」が大きな割合を占め、次いで焼却施設(炉)などの「工場の施設等」となっています。「その他」としては、自動車のアイドリングなどについて相談がありました。

市では、例年野外焼却についての相談が多く寄せられていることから、パトロールによる指導を行ったほか、市報へも野外焼却の禁止についての記事を掲載するなど、相談が寄せられる前の対応に努めました。



・水質汚濁

水質汚濁については、27件の相談が寄せられました。

河川の汚濁によるものが主ですが、汚濁の程度は、家庭からの排水による小規模なものから、事業所からの汚水流出による大規模なものまで様々です。河川の汚濁の原因については、実際に汚水が河川に流入しているときでないと特定が難しく、18件(67%)が原因不明でした。通報受付後の早急な対応に努め、原因の特定率をあげることが課題です。

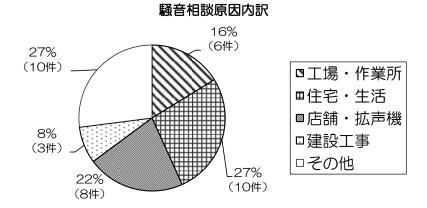
・騒音

騒音については、37件の相談が寄せられました。

原因は、ステレオなどの音響機器やエアコンの室外機などの「住宅・生活」が最も多く、次いで飲み屋におけるカラオケや拡声機を使用した放送などの「店舗・拡声機」、工場機械の作動や自動車の整備音などの「工場・作業所」となっています。そのほか、自動車のアイドリングによる騒音などについて相談が寄せられました。

「住宅・生活」に含まれる騒音については生活騒音と呼ばれ、騒音の規制基準などが法令で定められていません。そのため、最終的な解決は当事者間で行うのが原則になります。市では市報にて、普段見落としがちな生活騒音の例についての記事を載せて注意を促すなど、生活騒音防止の啓発に努めています。

また、店舗からの騒音防止の啓発として、狭山保健所との連携により、食品営業許可申請及び更新の際に、 音響機器(カラオケ等)を設置する飲食店等に対して、深夜の営業に際しての騒音の指導を行っています。 平成 23 年度は、11 件の店舗に対して指導を行いました。



・振動

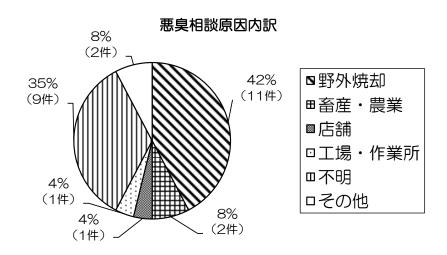
振動については、3件の相談が寄せられました。 原因は、自動車の道路交通によるものなどでした。

・悪臭

悪臭については、26件の相談が寄せられました。

原因は、ドラム缶でのゴミの焼却などの「野外焼却」が最も多く、次いで畜舎などの「畜産・農業」、「店舗」及び「工場・作業所」でした。そのほか、産業廃棄物処理施設からの悪臭などについて相談がありました。

悪臭の原因については、実際に悪臭が発生しているときでないと特定が難しく、9件(35%)の原因が「不明」でした。通報受付後の早急な対応に努め、原因の特定率をあげることが課題です。



・土壌汚染

土壌汚染についての相談はありませんでした。

・地盤沈下

地盤沈下についての相談はありませんでした。

・雑草

雑草は最も多く、82件の相談が寄せられました。

相談があった土地については、「民地」が 75 件と全体の 91%を占め、次いで「市有地」(3 件、4%)、「国有地」(2 件、2%) 及び「県有地」(2 件、2%) でした。

市では、市民の方からの相談を受けた場合、市の条例(「入間市空閑地の環境保全に関する条例」)に基づき、土地の所有者へ除草の依頼を行っています。

・その他

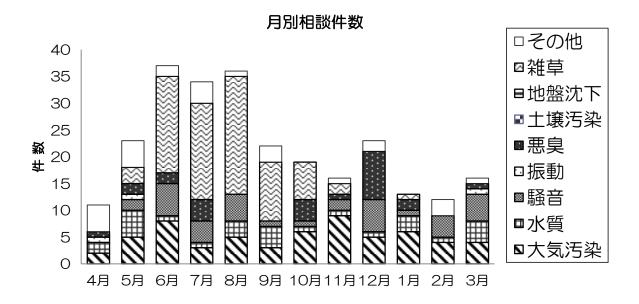
その他としては、27件の相談が寄せられました。

残土や電波障害についてなど、様々な相談がありました。

③月別の相談件数

最も多かったのは6月の37件で、最も少なかったのは、4月の11件でした。

夏から秋にかけては「雑草」の相談が増加するため、6月~8月にかけて件数が増加しています。また、12月に「悪臭」の相談が多く寄せられていますが、原因のほとんどは野外焼却でした。「大気汚染」及び「水質」については、件数の増減はあるものの、年間を通じて相談が寄せられています。



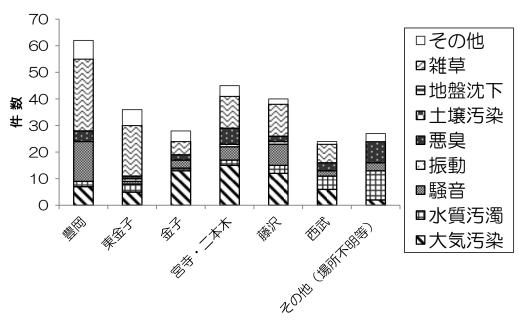
④地区別・用途地域別の相談件数

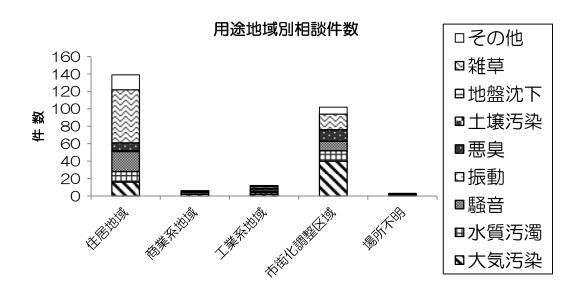
地区別では、最も相談の多かったのは「豊岡地区」(62 件)で、最も少なかったのは「西武地区」(24 件)でした。豊岡地区以外では、件数に大きな差はありませんでした。

用途地域とは、都市計画法により、大枠としての土地利用を定めたものです。用途地域別では、「住居地域」と「市街化調整区域」が大きな割合を占めました。

「雑草」の相談は、地区別では「豊岡地区」と「東金子地区」に多く、用途地域別では「住居地域」に多くなっています。「大気汚染(主に野外焼却(第9節-1-②より))」の相談は、地区別では「宮寺・二本木地区」、「金子地区」、「藤沢地区」に多く、用途地域別では「市街化調整区域」に多くなっています。また、「騒音」の相談は、地区別では「豊岡地区」に多く、用途地域別では「住居地域」に多くなっています。

地区別相談件数





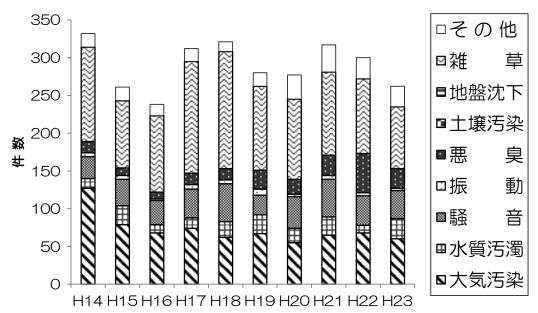
2 公害等相談の推移

平成 14 年度から 23 年度の 10 年間における年間相談件数は次のとおりです。件数は概ね 300 件前後で推移しています。各年の公害等の種類の割合についても大きな変化は無く、「雑草」や「大気汚染」についての相談が大きな割合をしめています。「地盤沈下」と「土壌汚染」の相談は、この 10 年間寄せられていません。

空き地の雑草や野外焼却についてのパトロールを強化し、相談が寄せられる前に対応することや、原因者 に対して法令を周知することなどが、相談を減少するための課題です。

年 度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
大気汚染	127	79	68	74	62	67	55	65	68	60
水質汚濁	13	25	11	14	21	25	19	24	10	27
騒 音	29	35	32	38	50	26	42	50	39	37
振動	5	5	2	6	5	8	3	5	4	3
悪臭	15	10	9	15	15	25	20	27	52	26
土壌汚染	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地盤沈下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
雑草	125	89	101	148	155	111	106	110	99	82
その他	18	18	15	17	13	18	32	36	28	27
合 計	332	261	238	312	321	280	277	317	300	262

年間相談件数の推移



第3章 環境衛生事業

第1節 狂犬病予防対策について

狂犬病予防対策については、畜犬登録と狂犬病予防等の事業を推進しています。

犬の登録

飼犬については、登録・狂犬病予防注射の励行と放し飼いの禁止等、正しい犬の飼い方の普及を行うとと もに、犬のフン防止看板を希望者に配付し、飼い主のモラルの向上を図ることと、その啓発に務めました。

年 度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
新規登録数 (カッコ内は転入等)	678	714	845	797	758	870	756	708	644	638 (85)
死亡・転出数等	562	410	489	385	790	588	654	617	579	711
予 防 注 射 数	5,529	5,714	6,005	6,109	6,156	6,659	6,819	6,889	6,914	6,972
登 録 総 数	6,418	6,722	7,078	7,490	7,527	7,883	8,080	8,272	8,394	8,406
接種率	86.1	85.0	84.8	81.6	81.8	84.5	84.4	83.3	82.4	82.9

第2節 納骨堂の管理運営について

納骨堂

本納骨堂は墓地を購入するまで、又は墓所工事完了までの期間、遺骨の保管場所のない方が一時的に使用することができる施設で、適切な管理・運営に務めました。

① 施設の概要

名 称	入間永光苑	建物構造	鉄骨造2階頭	₫
所在地	入間市南峯935番地30	納骨壇		100基
敷地面積	1,550.01㎡		納骨室	184.31m [‡]
建築面積	469.85m²		礼拝堂	38.03m²
延床面積	777.78㎡	主な施設	ロビー	98.94m²
着工年月日	平成元年8月3日	土る心は	休憩室(和室)	46.06m²
竣工年月日	平成2年3月31日		休憩室(洋室)	26.12m²
総工事費	181,880千円		事務室	25.89m²

② 苑の使用料

施設名	摘要	市内	市外
納骨壇	一基1年につき	30,000円	50,000円
礼 拝 堂	1回につき	5,000円	8,000円
休憩室(和)	11	2,000円	4,000円
休憩室(洋)	11	1,000円	2,000円

[※] 壇の使用許可は、1年を単位とし、2回更新(3年間)が限度となっています。

③ 苑の利用時間

午前9時から午後5時まで

④ 休苑日

毎週水、木曜日(国民の祝日の場合は金曜日)、年末年始

⑤ 納骨壇利用状況

(単位:件)

X	分	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
	受入件数	21	16	10	10	13	17	17	8	9	4
市内利用者	廃止件数	18	14	16	15	13	14	15	13	11	12
	年度末件数	51	53	47	42	42	45	46	41	39	31
	受入件数	1	4	8	2	6	4	1	4	1	5
市外利用者	廃止件数	7	2	2	7	1	З	4	11	5	2
	年度末件数	11	13	19	14	19	20	18	11	7	10
	受入件数	1	0	1	1	0	2	0	٦	2	3
免 除	廃止件数	3	0	1	1	2	0	3	3	0	1
	年度末件数	0	0	0	Ø	7	0	6	4	6	8
	受入件数	1	1	0	1	0	თ	0	0	თ	1
行 旅 等	廃止件数	0	0	0	1	Ο	0	0	0	1	Ο
	年度末件数	18	19	19	19	19	22	22	22	34	35
	受入件数	23	20	19	13	19	23	18	13	12	12
利用総数	廃止件数	28	16	19	23	16	17	22	27	16	15
	年度末件数	71	75	75	65	68	74	70	56	52	49

[※] 利用総数は、行旅等を除く

第3節 家庭雑排水処理について

生活排水吸込槽補助

排水設備のない地域の生活環境の保全を図るため、家庭雑排水吸込槽の清掃に係る経費の一部等を補助しました。

申請件数は次のとおりです。

(単位:件)

年度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
吸込槽(個人)	5	4	8	2	5	3	3	2	0	0
吸込槽(団体)	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0
共同排水施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
숨 計	7	6	8	2	5	3	3	2	0	0

[※] 行旅等は、H22から生活保護等を加算

第4節 浄化槽について

浄化槽設置整備事業補助金

生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、住みよい環境をつくるため、浄化槽を設置する場合に、設置費用の一部を補助しています。

①浄化槽設置基数

(単位 基数:基)

	年度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
	5人槽	25	10	14	15	9	5	11	12	10	17
人 槽	7人槽	20	21	11	6	8	5	14	12	14	11
'-	10人槽	6	5	2	2	2	0	4	4	2	1
	合計	51	36	27	23	19	10	29	28	26	29
内	転換基数	9	5	1	5	2	1	9	7	9	18

② 高度処理浄化槽設置基数

(単位 基数:基)

	年度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
	5人槽	0	1	2	4	5	6	0	10	8	17
	7人槽	0	1	1	1	4	5	0	9	12	10
'-	10人槽	0	0	0	0	0	0	0	3	2	1
	合計	0	2	3	5	9	11	0	22	22	28
内	転換基数	0	0	1	0	2	2	0	4	5	17

③ 浄化槽地区別設置基数 (平成 14 年度以降は、高度処理含む)

(単位:基)

年 度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
豊岡	0	1	0	0	0	1	1	1	0	1
藤沢	3	4	2	2	4	2	4	2	3	7
西武	6	5	4	6	2	0	3	7	1	0
東金子	5	6	7	5	9	2	4	5	2	0
金子	15	4	4	1	0	5	5	3	10	3
宮寺	22	18	13	14	13	11	12	10	10	18
合 計	51	38	30	28	28	21	29	28	26	29

④ 净化槽設置補助金額(平成23年4月1日改正)

転換の有無	人槽	净化槽	高度処理	型浄化槽
4が投り行無	八佰	が心情	窒素又はリン除去型	BOD除去型
	5人槽			489,000円
転換を伴わない場合	6~7人槽	120,000円	120,000円	654,000円
	8~10人槽			903,000円
	5人槽	482,000円	482,000円	639,000円
転換を伴う場合	6~7人槽	564,000円	564,000円	804,000円
	8~10人槽	698,000円	698,000円	1,053,000円

(平成23年4月1日改正)

- ※ 転換を伴う場合の補助金額は、150,000円の加算を含む金額です。
- ※ 浄化槽の転換を伴う場合(住宅の建築に伴うものを除く。)は、浄化槽設置補助金額に、100,000円 (重点転換地区(不老川流域地区)にあっては、200,000円)を限度とする配管費を加算します。

第5節 し尿・浄化槽汚泥の処理について

入間西部衛生組合清掃センター

埼玉県日高市にある施設で、2市(入間市、日高市)による一部事務組合として運営されています。当施設は、昭和56年6月に増設を行い稼動してきましたが、公共下水道の整備によりし尿処理量が減少し、 老朽化も進んだため、大規模改造を行い、平成15年3月から現在の状態で稼動しています。

① し尿処理施設

名称	入間西部衛生組合 清掃センター
	〔構成市〕 入間市・日高市
所 在 地	日高市大字上鹿山792-4
敷地面積	13,144.49m ²
処理能力	80k1/8
処理方式	低希釈高負荷脱窒素処理方式+膜分離処理+高度処理
着工年月日	平成13年5月18日
竣工年月日	平成15年3月25日
対象人口	62,000人
	総建設費 1,616,482 千円
建設費	(内訳) 起 債 1,290,000 千円
	一般財源 326,482 千円

② し尿及び汚泥処理量

年	度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
生し尿	入間市	4,405	3,734	3,194	2,612	1,986	1,815	1,625	1,362	1,363	1,303
	日高市	3,739	3,153	3,121	3,229	2,657	2,520	2,485	2,151	1,882	1,571
(kl)	合計	8,144	6,887	6,315	5,841	4,643	4,335	4,110	3,513	3,245	2,874
浄化槽	入間市	14,406	14,274	12,933	12,728	11,939	11,578	12,746	12,379	10,849	10,545
汚泥	日高市	6,296	7,170	7,279	7,196	6,783	7,118	8,044	9,091	9,129	9,261
(kl)	合計	20,702	21,444	20,212	19,924	18,722	18,696	20,790	21,470	19,978	19,806
合 計	入間市	18,811	18,008	16,127	15,340	13,925	13,393	14,371	13,741	12,212	11,847
	日高市	10,035	10,323	10,400	10,425	9,440	9,638	10,529	11,242	11,011	10,832
(kl)	合計	28,846	28,331	26,527	25,765	23,365	23,031	24,900	24,983	23,223	22,680
_B	入間市	68.7	65.5	58.9	55.8	50.6	49.1	52.6	50.3	44.6	42.9
平均量	日高市	36.6	37.5	38.0	37.9	34.3	35.3	38.6	41.2	40.2	39.2
(kl)	合計	105.3	103.0	96.8	93.7	85.0	84.4	91.2	91.5	84.8	82.2
稼動E (日		274	275	274	275	275	273	273	273	274	276

(端数整理(四捨五入)の都合上、合計が異なる場合があります。)

③ 公共下水道、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽及び汲取り人口

年	度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
市内	人口	149,271	149,630	149,907	149,635	149,779	149,894	150,659	150,703	150,714	150,326
総数	世帯数	54,360	55,244	55,923	56,661	57,431	58,204	59,305	60,027	60,699	61,238
公共	人口	110,339	113,517	115,051	118,350	120,888	122,989	124,963	126,255	127,167	127,500
下水道	世帯数	37,137	38,206	43,460	45,288	46,813	48,239	49,703	50,664	51,547	52,311
浄化槽	人口	35,556	33,223	32,053	28,924	26,845	25,093	24,050	23,021	22,191	21,597
合計	世帯数	15,830	15,810	11,274	10,342	9,712	9,156	8,860	8,711	8,536	8,354
合併	人口	7,208	7,128	10,141	10,365	10,683	10,880	11,072	10,978	10,973	11,103
浄化槽	世帯数	3,209	3,392	3,567	3,706	3,865	3,970	4,079	4,154	4,221	4,295
単独	人口	28,348	26,095	21,912	18,559	16,162	14,213	12,978	12,043	11,218	10,494
浄化槽	世帯数	12,621	12,418	7,707	6,636	5,847	5,186	4,781	4,557	4,315	4,059
汲取り	人口	3,376	2,890	2,803	2,361	2,046	1,812	1,646	1,427	1,356	1,229
//X 4X *J	世帯数	1,393	1,228	1,189	1,031	906	809	742	652	616	573

※ 浄化槽に関する数値は、平成 14 年度に実施した西部地区浄化槽維持管理等普及啓発業務報告書(入間市)を基に、合併処理及び単独処理浄化槽の割合を推計しました。平成 15 年度以降は合併処理浄化槽の設置実数を加算し、平成 13 年度以前は合併処理浄化槽の設置実数を減算することにより推計したものです。

④ 各市の人口(各年10月1日)

(単位:人)

年	度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
入間	司市	149,334	149,795	149,978	150,266	150,026	149,840	150,423	150,877	150,901	150,578
日高	市	54,252	54,496	54,407	54,574	55,352	56,171	57,113	57,565	57,892	57,896
合	計	203,586	204,291	204,385	204,840	205,378	206,011	207,536	208,442	208,793	208,474

第6節 斎場について

瑞穂斎場組合

西多摩郡瑞穂町にある斎場で、平成 17年 10月1日に武蔵村山市が加入し、4市1町による一部事務組合(瑞穂斎場組合)として運営されています。当市は昭和 46年に狭山火葬場組合(瑞穂斎場組合の前身)に加入し、平成元年に現在の名称に変更され、平成 14年度に改築、平成 18年度に増築され現在の施設となりました。

① 施設の概要

名 称	瑞穂斎場
構成市町	入間市、瑞穂町、福生市、羽村市、武蔵村山市
所在地	東京都西多摩郡瑞穂町大字富士山栗原新田244番地
敷地面積	25,312.15 m²
火 葬 炉	8 基 無公害化対策(三次燃焼炉、バグフィルター集塵装置)(H18-2基増設)
	・式場 3室 大式場(150人)、中式場(70人)、小式場(40人)
主な施設	・待合室 10室(和室2室、洋室8室)(H18-3室増設)
	・待合ロビー、売店、喫茶コーナー ・駐車場 250台(H18-100台増設)
建設費	・総建設費 3,726,711 千円

② 施設の使用料

(単位:円)

			火 葬 炉	i	保管室	待合室		式 場	
		1 2歳以上	12歳未満	死胎児·改葬	Kei	14 C 王	大式場	中式場	小式場
組合	通夜	無利	無料	無料	2,000	無料	50,000	40,000	30,000
祖口	葬儀	無料	//// /	//// /	2,000	//// /	50,000	40,000	30,000
組合外	通夜	80,000	50,000	20,000	4.000	5,000	100,000	80,000	60,000
祖口分	葬儀	60,000	50,000	20,000	4,000	5,000	100,000	80,000	60,000

③ 火葬炉の利用状況

(単位:件)

年 度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
入間市	770	799	908	964	963	965	1,059	1,051	1,103	1,155
瑞穂町	222	256	252	250	267	273	320	305	313	327
福生市	358	390	421	442	393	461	471	501	485	535
羽村市	316	320	297	348	379	394	407	384	380	433
武蔵村山市	ı	ı	-	321	448	449	444	498	532	549
組合外	184	317	374	112	93	84	96	75	90	121
合 計	1,850	2,082	2,252	2,437	2,543	2,626	2,797	2,814	2,903	3,120

④ 式場の利用状況

(単位:件)

年 度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
入間市	85	155	245	266	254	272	283	280	261	285
瑞穂町	117	186	167	163	176	187	197	181	175	153
福生市	80	102	128	157	145	134	131	144	131	145
羽村市	30	52	55	60	80	67	63	61	58	61
武蔵村山市	1	ı	-	73	139	171	175	205	226	234
組合外	7	25	21	10	0	3	1	1	1	1
合 計	319	520	616	729	794	834	850	872	852	879

⑤ 各市町の人口(各年10月1日)

(単位:人)

年 度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
入間市	149,334	149,795	149,978	150,266	150,026	149,840	150,423	150,877	150,901	150,578
瑞穂町	34,360	34,547	34,573	34,582	34,530	34,529	34,439	34,348	34,277	34,099
福生市	62,343	61,915	61,850	61,618	61,262	61,052	60,895	60,696	60,149	59,693
羽村市	56,694	56,934	57,076	57,056	57,350	57,557	57,667	57,491	57,746	57,589
武蔵村山市	_	1	67,102	67,907	68,737	69,319	70,391	71,084	71,611	71,902
合 計	302,731	303,191	370,579	371,429	371,905	372,297	373,815	374,496	374,684	373,861

参考資料

第1節 公害関係分析調査について

市が行った公害関係分析調査の推移は次のとおりです。

(〇:実施 ×:未実施)

	事	業	名	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
1	圏央道自	動車排気ガス	測定	0	0	0	0	0
2	主要河川	等水質調査		0	0	0	0	0
3	事業所排	水調査		0	0	0	0	0
4	工業団地	排水調査		0	0	0	×	×
5	地下水モ	ニタリング調	查	0	0	0	0	0
6	地下水農	薬残留調査		0	0	0	×	×
7	フィルタ・	ーバッチ(No	ox)濃度調査	0	0	0	×	×
8	自動車排	気ガス調査		0	0	0	0	0
9	自動車交流	通量調査		0	0	0	×	×
10	自動車交流	通騒音調査		0	0	0	0	0
11	ダイオキ	シン調査		0	0	0	0	0
12	不老川24	時間水質調査	Ì	0	0	×	×	×
13	大規模小	売店舗環境調	查	0	0	×	×	×
14	河川水質	異常時水質調	查	×	0	×	×	0
15	河川生物	調査		0	×	×	×	×
16	悪臭分析	調査		×	×	X	×	×
17	土壌分析	調査		×	×	×	×	×

事 業 名	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
1 圏央道自動車排気ガス測定	0	0	0	施設	廃止
2 主要河川等水質調査	0	0	0	0	0
3 事業所排水調査	0	0	0	0	0
4 工業団地排水調査	×	×	×	×	×
5 地下水モニタリング調査	0	0	0	0	0
6 地下水農薬残留調査	×	×	0	×	×
7 フィルターバッチ(Nox)濃度調査	×	×	×	×	×
8 自動車排気ガス調査	0	0	0	0	0
9 自動車交通量調査	×	×	×	×	0
10 自動車交通騒音調査	0	0	0	0	0
11 ダイオキシン調査	0	0	0	0	0
12 不老川24時間水質調査	×	×	×	×	×
13 大規模小売店舗環境調査	×	0	×	×	×
14 河川水質異常時水質調査	0	0	×	×	×
15 河川生物調査	×	×	×	×	×
16 悪臭分析調査	×	×	0	0	0
17 土壌分析調査	×	×	×	×	×

第2節 河川の魚類調査について

関係団体が行った魚類調査の結果について次のとおりです。

表中の「〇」は出現したことを、「×」は出現しなかったことを表しています。

① 2005~2006年 霞川・不老川調査

						霞 川					不老川
科	名称					入同	間市				入間市
1 11	☆柳	青梅市	木蓮	寺地区	新久	.地区	高倉	地区	黒須	地区	大森地区
			春	秋	春	秋	春	秋	春	秋	八林地区
	ウグイ	×	×	×	0	×	×	×	0	×	X
	アブラハヤ	0	0	0	×	×	×	×	×	×	X
	カワムツ	0	0	×	×	×	×	×	×	×	X
コイ科	オイカワ	0	0	0	0	0	×	0	0	0	X
→ 1 1 14	タモロコ	×	0	×	0	0	×	0	0	0	X
	モツゴ	×	×	×	×	×	×	0	×	×	0
	コイ	0	0	0	0	0	×	0	0	0	X
	ギンブナ	×	×	×	×	×	×	×	×	×	0
	ドジョウ	0	0	×	×	×	0	×	×	×	0
ドジョウ科	シマドジョウ	0	0	×	0	×	0	×	×	×	X
	ホトケドジョウ	0	0	×	0	×	×	×	×	×	X
ギギ科	ギバチ	×	0	×	0	×	0	×	×	×	X
メダカ科	メダカ	×	×	×	×	×	×	×	×	×	0
計	科科	2		3		3		3		1	3
āl	 種	7	-	9		7		7		4	4

(霞川をきれいにする会、大森の池まつり魚類調査報告書より)

② 2009年調査 霞川調査

						霞 川				
エハ	D III						ョーーー 日市			
科	名称	青梅市	木蓮寺	5地区	新久	.地区	高倉	地区	黒須	地区
			7月	12月	7月	12月	7月	12月	7月	12月
	ウグイ	×	×	×	×	×	×	×	0	×
	アブラハヤ	0	0	0	0	×	×	×	×	×
	カワムツ	0	0	×	0	×	×	×	0	×
コイ科	オイカワ	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	タモロコ	X	0	×	0	0	0	0	0	0
	モツゴ	×	×	×	×	0	0	0	×	×
	コイ	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ドジョウ	0	0	0	×	×	0	X	0	0
ドジョウ科	シマドジョウ	0	0	0	0	×	0	×	×	0
	ホトケドジョウ	0	0	×	×	×	×	×	×	×
ギギ科	ギバチ	0	0	0	0	0	0	0	0	0
<u></u>	科	3		3	3		3		3	
計 -	 種	8	(9	8			7	8	

(NPO 法人バーブレスフック普及協会・埼玉県農林部生産振興課報告(埼玉県 NPO 基金による NPO 協働提案推進事業)より)

第3節 雨水タンクについて

雨水タンクとは、雨水利用のために屋根などに降った雨水をためられるようにするタンクです。ためた雨水は、植木への散水や洗車のほか、災害が発生した際は、飲料水以外の生活用水にも利用できます。

① 公共施設の設置状況

(単位:基)

施設	施設数	H14	H15	H16	H19	H20	H21	H22	H23
保育所	10	0	4	3	2	0	0	0	0
小学校	16	2	0	0	0	0	0	0	0
中学校	11	7	0	0	0	0	0	0	0
その他	_	1	1	0	0	0	0	0	0
合 計	_	10	5	3	2	0	0	0	0

H12:豊岡・金子・宮寺・黒須・扇・藤沢東小学校、豊岡・武蔵中学校

H13:藤沢・藤沢南・藤沢北・狭山・西武・仏子・新久・高倉小学校、金子・西武中学校

H14: 東金子・東町小学校、黒須・野田・東金子・上藤沢・藤沢・向原・東町中学校、市民会館

H15: 豊岡・高倉・西武中央・東金子保育所、農業研修センター

H16:金子第一・金子第二・二本木保育所

H19:藤沢・宮寺保育所

※ 上記以外に個別に設置された施設:藤沢第二保育所(H12)、藤沢公民館(H12)、 健康福祉センター(H14)、市民活動センター(H16)、市役所本庁舎(H20)

② 個人住宅への設置補助状況

市では、地域の水の循環を保つため、一般家庭で設置する雨水タンクに対し、補助金を交付しています。 補助金額は、雨水利用タンクの購入と設置にかかる費用の3分の1以内とし、2万円が限度となります。 ただし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額となります。

設置補助状況(基数)の推移については次のとおりです。

(単位:基)

施設	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
個人住宅	8	11	4	8	8	15	12	14	16	26

第4節 太陽光発電システムについて

太陽光発電とは、太陽電池を利用して太陽光のエネルギーを電力に変換する発電方式で、ソーラー発電とも呼ばれます。

太陽光発電は、昼間の電力需要ピークを緩和し、温室効果ガス排出量を削減できるなどの特長があります。 近年は太陽電池の性能が向上し、その普及とともに価格が下がってきており、設置や保守が容易であること や、余剰電力の買い取りによる電気料金の削減などの利点により、需要が拡大しています。

①公共施設の設置状況

H13:藤沢公民館

H15:健康福祉センター

②個人住宅への設置補助状況

市では平成 21 年度より、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な地域社会の実現と、地球温暖化防止に寄与するため、一般住宅に設置する太陽光発電システムに対し、補助金を交付しています。

補助金額は、1 キロワットあたり2万円で、5万円が限度となります。

補助状況は、平成 21 年度が 62 件、平成 22 年度が 70 件、平成 23 年度が 77 件です。

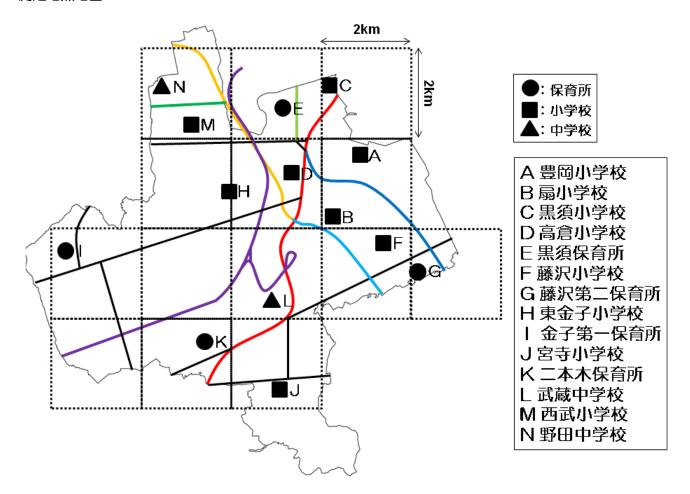
第5節 空間放射線量測定について

東京電力福島第一原子力発電所の事故により、放射線量の影響に対する市民の関心と不安が広まったことから、空間放射線量を把握するために、空間放射線量の測定を行いました。また平成24年度から、市民を対象に、空間放射線量測定器の貸出しを行っています。借用手続き等の詳細については、市公式ホームページに掲載しています。

①市内全域の測定

平成23年6月29、30日にかけて、市内を2km四方の網目に区切り、全域を網羅できる14地点の公共施設の測定を実施しました。

測定地点地図



測定結果

結果は次のとおりです。地点間で大きな差はみられませんでした。全地点において、国際放射線防護委員会(ICRP)による平常時の放射線量の基準である年間1mSv(1000 μ Sv)を下回りました。

地区名	施設名	所在地	測知 (µS)	È値 v/時)	年間掛 (mSv	
			50cm	100cm	50cm	100cm
	A 豊岡小学校	向陽台1-1-14	0.051	0.050	0.268	0.263
	B 扇小学校	久保稲荷4-1195-2	0.060	0.059	0.315	0.310
豊岡	C 黒須小学校	春日町2-14-60	0.059	0.058	0.310	0.305
	D 高倉小学校	高倉4-14-7	0.063	0.063	0.331	0.331
	E 黒須保育所	宮前町8-18	0.070	0.065	0.368	0.342
藤沢	F 藤沢小学校	上藤沢384	0.058	0.055	0.305	0.289
がががく	G 藤沢第二保育所	下藤沢276-1	0.057	0.056	0.300	0.294
東金子	H 東金子小学校	小谷田1524	0.064	0.062	0.336	0.326
金子	金子第一保育所	南峯75	0.058	0.056	0.305	0.294
	J 宮寺小学校	宮寺594-1	0.052	0.050	0.273	0.263
宮寺・二本木	K 二本木保育所	二本木231-1	0.046	0.044	0.242	0.231
	L 武蔵中学校	宮寺3193	0.054	0.051	0.284	0.268
西武	M 西武小学校	野田512	0.064	0.060	0.336	0.315
F.3 TE/	N 野田中学校	野田1741	0.048	0.046	0.252	0.242

その後は、9月より定期的に市役所・支所にて測定を行い、その他子供の利用が多い公共施設・市有地等についても、順次定期的な測定を開始しました。測定地点・結果等の詳細については、市公式ホームページに掲載しています。

②周辺より高い放射線量が予測される箇所の測定

国(内閣府、文部科学省、環境省)から「当面の福島県以外の地域における周辺より放射線量の高い箇所への対応方針」及び「放射線測定に関するガイドライン」が示されたのを受けて、11月下旬から市の公共施設等を対象にして、建物の雨どいの下、側溝、集水桝など、通常より高い放射線量が予測される箇所について、市独自に対応方針を定めて測定を行いました。0.23 μ Sv/hを基準とし、これより高い値が確認された場合は、除染等の対応を行いました。測定地点・対応等の詳細については、市公式ホームページに掲載しています。

第6節 ごみの減量・処理等について

ごみの減量・処理やリサイクルプラザについての業務を入間市総合クリーンセンターで行っています。総合クリーンセンターは、リサイクル時代に対応した新しい施設として、平成8年4月より正式に運転を開始しました。

ごみの処理や再利用などに関するデータについては次のとおりです。

①ごみ処理量及びごみ処理にかかる経費について

・ごみ処理量及びごみ処理にかかる経費

種類	単位	H14	H15	H16	H17	H18
ごみ量	t	53,697.00	51,732.00	51,141.00	52,537.42	51,544.57
人 口 (各年10月1日)	人	149,334	149,795	149,978	150,266	150,026
世帯数 (各年10月1日)	世帯	54,026	54,993	55,735	56,629	57,227
一人一日当り	g	985	946	934	958	941
一世帯一日当り	æ	2,723	2,577	2,514	2,542	2,468
決算額	千円	1,700,249	1,768,921	1,866,383	1,909,484	1,817,966
一人当り	円	11,386	11,809	12,444	12,707	12,118
一世帯当り	円	31,471	32,166	33,487	33,719	31,768

種類	単位	H19	H20	H21	H22	H23
ごみ量	t	50,594.33	50,255.96	49,297.26	47,961.45	48,263.28
人 口 (各年10月1日)	人	149,840	150,423	150,877	150,901	150,578
世帯数 (各年10月1日)	世帯	57,845	58,813	59,760	60,430	60,955
一人一日当り	æ	925	915	895	871	878
一世帯一日当り	g	2,396	2,341	2,260	2,174	2,169
決算額	千円	1,844,189	1,732,484	1,706,673	1,603,574	1,672,496
一人当り	円	12,308	11,517	11,312	10,627	11,107
一世帯当り	円	31,882	29,458	28,559	26,536	27,438

(入間市 総合クリーンセンター資料より)

・種類別ごみ処理量

(単位:トン)

種	類	H14	H15	H16
可燃	可燃ごみ		38,805.61	38,433.17
不燃	ごみ	3,346.12	3,082.76	2,949.62
プラスチック	・ビニール類	2,431.33	1,784.74	2,192.49
	プラスチック・ ビニール類	_	568.17	1,226.85
	ビン	1,345.65	1,301.98	389.87
資源ごみ	缶	449.35	407.92	505.49
ごみ	ペットボトル	437.95	453.93	586.95
	古布	603.63	634.27	2,547.56
	紙類	3,446.24	2,293.07	2,205.64
粗大ごみ		2,302.77	2,276.26	103.53
不法技	 全棄物	121.19	122.89	51,141.17
合	計	53,697.22	51,731.60	102,282.34

種	類	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
可燃	ごみ	39,328.59	38,198.35	37,142.77	38,024.00	37,191.74	35,744.00	35,641.04
不燃	ごみ	2,855.49	2,940.96	2,739.37	2,286.60	2,309.10	2,211.27	2,226.30
	プラスチック・ ビニール類	2,229.94	2,263.00	2,262.65	2,232.07	2,213.49	2,313.00	2,356.68
	ビン	1,195.99	1,144.18	1,090.07	1,042.63	1,025.82	1,020.37	1,019.68
資源ごみ	缶	383.01	359.06	333.96	333,51	332.47	327.71	327.03
ごみ	ペットボトル	523.71	511.79	531.00	523.95	514.57	523.33	512.46
	古布	554.81	572.08	585.50	522.13	499.99	510.59	545.01
	紙類	3,071.74	3,129.59	3,654.83	3,257.24	3,055,81	3,112,86	3,175.28
粗大	ごみ	2,293.77	2,322.91	2,197.64	1,977.39	2,099.96	2,139.84	2,394.27
不法技	设棄物	100.37	102.65	56.54	56.44	54.31	58.48	65.53
合	計	52,537.42	51,544.57	50,594.33	50,255.96	49,297.26	47,961.45	48,263,28

(入間市 総合クリーンセンター資料より)

② 資源再利用(有価物回収量)について

種類	単位	H14	H15	H16	H17	H18
繊維	Kg	128,437	138,800	124,752	130,503	144,088
紙	Kg	4,355,683	4,168,566	4,281,397	4,253,041	4,184,207
紙パック	Kg	22,015	21,140	20,926	20,919	20,056
空きビン	本	31,999	27,107	23,322	21,764	18,320
金属類	Kg	16,333	20,950	22,096	18,928	20,466

種類	単位	H19	H20	H21	H22	H23
繊維	Kg	139,416	127,599	132,795	118,707	110,604
紙	Kg	3,711,505	3,524,280	3,243,105	3,114,862	2,851,064
紙パック	Kg	17,635	16,542	16,498	17,672	17,505
空きビン	本	16,898	13,163	11,328	10,639	9,219
金属類	Kg	23,627	24,278	24,921	40,238	35,165

(入間市 総合クリーンセンター資料より)

③ 生ごみ処理機器購入費補助について

市では、家庭ごみの減量対策の一環として、生ごみ処理機(電気式)または生ごみ処理容器(コンポスト)を購入した方に対し、補助金を交付しています。

補助金額は、容器式のものは購入価格(税抜額)の3分の1で1基につき4千円まで(1世帯2基以内)で、電気式のものは購入価格(税抜額)の3分の1で2万円まで(1世帯1基以内)です。 交付状況の推移については次のとおりです。

種類	単位	H14	H15	H16	H17	H18
た器容	基	31	26	30	27	26
電気式	基	39	40	49	58	52

種類	単位	H19	H20	H21	H22	H23
た器容	基	26	27	31	25	72
電気式	基	27	32	15	19	6

(入間市 総合クリーンセンター資料より)

④ 炉のダイオキシン類濃度測定について

毎年、各炉の排ガス中・飛灰中のダイオキシン類濃度について測定を行っています。測定結果の推移は 次のとおりです。

ここ数年は環境基準を下回る状況が続いています。

	1号炉	2号炉	3号炉	1号炉	2号炉	3号炉	
測定日	扫	ドガス中濃 原	芰		飛灰中濃度	Ę	
	ng	g-TEQ/m	3 N	ng-TEQ/g			
平成10年10月	0.68	0.46	0.54	0.84	0.37	0.23	
平成11年11月	0.50	0.15	0.39	1.00	0.76	0.75	
平成12年11月	0.27	0.27	0.21	2.30	1.00	1.40	
平成13年11月	0.65	0.53	0.47	3.10	2.10	2.40	
平成14年 7月	0.41	0.62	0.29	2.60	2.80	1.20	
平成15年10~11月	1.20	1.40	0.95	1.80	3.80	1.60	
平成16年10~11月	2.40	1.20	0.55	1.40	1.10	3.10	
平成17年9~11月	0.44	0.31	0.49	0.53	0.59	0.53	
平成18年7月	0.76	0.86	0.13	0.31	0.52	0.69	
平成19年7月	0.38	0.33	0.54	0.36	0.80	0.22	
平成20年7月	0.13	0.49	0.44	1.20	0.43	1.10	
平成21年7月	0.33	1.0	0.71	0.56	1.20	0.89	
平成22年7月	1.2	1.6	3.8	0.97	0.73	1.6	
平成23年7月	0.43	0.049	0.26	0.97	0.70	1.3	
環境基準	5.0				3.0		

(入間市 総合クリーンセンター資料より)

(上記の環境基準は、平成 14 年 12 月 1 日からのもので、平成 14 年 11 月 30 日までの基準は 8Ong-TEQ/g です)

⑤ クリーンセンター周辺大気調査について

廃棄物焼却炉から排出される排ガスが周辺大気環境へ及ぼす影響を検討する上での基礎資料を得ることを目的として、クリーンセンター周辺の大気調査を行っています。

測定地点はクリーンセンター周辺の 4 箇所で、測定項目は二酸化硫黄(SO_2)、二酸化窒素(NO_2)、 浮遊粒子状物質(SPM)、一酸化炭素(CO)、塩化水素(HCI)、ダイオキシン類です。

平成 23 年度測定結果

ダイオキシン類については、夏期(平成23年8月26日(金)の10時から9月2日(金)の10時までの168時間)に測定を行いました。

その他の項目については、夏期(平成23年8月26日(金)~9月1日(木)の7日間)と冬期(平成24年1月12日(木)~18日(水)の7日間)に測定を行いました。

測定結果については次のとおりです。

・ダイオキシン類

夏期

毒性換算濃度(pg-TEQ/m³)

調査地点	測定結果	環境基準
東金子地区体育館	0.023	
東金子第14区集会所	0.027	06
入間台第1公園	0.019	0.0
東金子第12区集会所	0.025	

・二酸化硫黄(SO_2)、二酸化窒素(NO_2)、浮遊粒子状物質(SPM)、一酸化炭素(CO)、塩化水素(HCI)

夏期

	SO ₂			NO ₂		SPM			CO			HC1		
調査地点	期間 平均値	日平均値 の最高値	1時間値 の最高値	期間 平均値	日平均値 の最高値		期間 平均値	日平均値 の最高値	1時間値 の最高値	期間 平均値	日平均値 の最高値	1時間値 の最高値	期間 平均値	日平均値 の最高値
東金子地区体育館	0.000	0.001	0.001	0.010	0.012	0.018	0.012	0.014	0.044	0.2	0.2	0.3	<0.001	<0.001
東金子第14区集会所	0.000	0.000	0.001	0.012	0.015	0.024	0.016	0.019	0.035	0.2	0.2	0.4	<0.001	<0.001
入間台第1公園	0.000	0.000	0.001	0.007	0.009	0.016	0.015	0.018	0.029	0.2	0.3	0.3	<0.001	<0.001
東金子第12区集会所	0.000	0.001	0.002	0.010	0.011	0.017	0.012	0.016	0.031	0.2	0.3	0.4	0.001	0.002

冬期

	SO ₂			NO ₂		SPM			CO			HC1		
調査地点		日平均値 の最高値	1時間値 の最高値	期間 平均値	日平均値 の最高値	1時間値 の最高値	期間 平均値	日平均値 の最高値		期間 平均値	日平均値 の最高値		期間 平均値	日平均値 の最高値
東金子地区体育館	0.001	0.001	0.002	0.019	0.026	0.049	0.012	0.019	0.043	0.4	0.4	0.8	0.001	0.001
東金子第14区集会所	0.001	0.001	0.003	0.023	0.034	0.059	0.016	0.023	0.049	0.4	0.6	1.9	0.001	0.001
入間台第1公園	0,000	0.001	0.001	0.013	0.019	0.051	0.012	0.020	0.041	0.3	0.3	0.5	0.001	0.001
東金子第12区集会所	0.000	0.000	0.001	0.019	0.025	0.044	0.013	0.019	0.065	0.4	0.6	3.5	0.001	0.001

第7節 下水道普及率について

入間市における下水道の普及率は次のとおりです。

(各年度:3月31日現在)

								度:3月31	ロ現在ノ
	処理区域	行政人口	処理区域	処理区域	処理区域	処理区域	普及率	水洗化率	水洗化率
年度	面積		内人口	内水洗化	内世帯数	内水洗化		(人口)	(世帯)
十及				人口		世帯数			
	A (ha)	B(人)	C(人)	D(人)	E(戸)	F (戸)	C/B(%)	D/C(%)	F/E(%)
61	174.5	123,539	14,400	1,342	4,415	366	11.7	9.3	8.3
62	218.1	128,526	21,700	12,708	6,750	3,744	16.9	58.6	55.5
63	262.7	133,702	27,645	19,181	8,831	5,724	20.7	69.4	64.8
元	431.9	135,435	41,705	34,929	13,220	10,585	30.8	83.8	80.1
2	503.6	137,576	50,481	44,580	16,179	13,408	36.7	88.3	82.9
3	575.8	139,483	61,274	49,060	19,900	16,055	43.9	80.1	80.7
4	642.7	141,149	68,011	59,981	22,073	20,044	48.2	88.2	90.8
5	676.2	142,092	71,177	65,785	23,201	22,118	50.1	92.4	95.3
6	720.4	143,136	75,031	69,448	24,807	24,137	52.4	92.6	97.3
7	771.8	144,288	80,130	72,880	28,855	26,144	55.5	91.0	90.6
8	834.3	145,201	83,730	78,397	29,869	26,684	57.7	93.6	89.3
9	897.2	145,751	89,707	84,210	30,936	28,515	61.5	93.9	92.2
10	1,070.2	146,206	105,240	93,516	35,901	31,592	72.0	88.9	88.0
11	1,204.8	146,555	109,185	98,088	37,720	33,102	74.5	89.8	87.8
12	1,314.0	147,847	112,710	104,356	39,696	35,018	76.2	92.6	88.2
13	1,367.1	148,902	115,505	107,871	41,717	36,297	77.6	93.4	87.0
14	1,401.9	149,271	119,106	110,339	43,330	37,137	79.8	92.6	85.7
15	1,424.7	149,630	120,385	113,517	44,509	38,206	80.5	94.3	85.8
16	1,464.4	149,907	124,320	115,051	47,015	43,460	82.9	92.5	92.4
17	1,482.6	149,635	126,257	118,350	48,256	45,288	84.4	93.7	93.8
18	1,499.3	148,354	126,399	119,141	48,500	45,757	85.2	94.3	94.3
19	1,516.7	148,399	127,707	120,718	49,591	46,925	86.1	94.5	94.6
20	1,531.3	149,074	129,499	122,705	50,898	48,268	86.9	94.8	94.8
21	1,534.1	149,096	129,622	123,681	51,472	49,190	86.9	95.4	95.6
22	1,535.8	149,134	129,740	124,579	52,183	50,095	87.0	96.0	96.0
23	1,537.2	148,810	129,492	124,719	52,671	50,773	87.0	96.3	96.4

(入間市 下水道課資料より)

※ 人口及び世帯数は、国土交通省(外国人登録を除く)、総務省(外国人登録を含む)など、統計上の差 異があるため、平成 18 年度より、外国人登録を除いた集計となっています。

第8節 関係機関・関係団体

埼玉県環境部 さいたま市浦和区高砂 3-15-1 O48-824-2111 環境政策課 温暖化対策課 エコタウン課 大気環境課 水環境課 産業廃棄物指導課 資源循環推進課 自然環境課 みどり再生課 埼玉県西部環境管理事務所 川越市新宿町 1-1-1 O49-244-1250

埼玉県西部環境管理事務所	川越市新宿町 1-1-1	049-244-1250		
埼玉県環境科学国際センター	加須市上種足 914	0480-73-8331		
埼玉県狭山保健所	狭山市稲荷山 2-16-1	04-2954-6212		
埼玉県動物指導センター(南支所)	さいたま市桜区在家 473	048-855-0484		
不老川流域生活排水対策推進協議会	事務局:西部環境管理事務所	049-244-1250		
不老川浄化市民団体連絡会	事務局:狭山市環境課	04-2953-1111		
入間永光苑(納骨堂)	入間市大字南峯 935-30	04-2936-3352		
瑞穂斎場	瑞穂町大字富士山栗原新田 244	042-557-0064		
入間西部衛生組合 清掃センター	日高市大字上鹿山 792-4	042-985-1234		

語句説明

[アルファベット順]

BOD (Biochemical Oxygen Demand=生物化学的酸素要求量)

水中の有機物が微生物によって分解される時に消費される酸素の量をいい、水質汚濁の代表的な指標です。 数値が大きいほど、汚濁していることを示します。

CO(一酸化炭素)

不完全燃焼により発生しますが、その主な発生源は自動車排出ガスです。血液中のヘモグロビンと結びつき、頭痛や呼吸障害を起こすこともあります。

COD (Chemical Oxygen Demand=化学的酸素要求量)

水中の有機物等を酸化するときに要する酸素の量をいい、湖沼や海域の閉鎖性水域における、水質汚濁の代表的な指標です。数値が大きいほど、汚濁していることを示します。

dB(デシベル)

2つの量 I₀と I の比の常用対数の 1 O 倍で定義される単位です。対数を用いるほうが騒音・振動などの大きさと人間の感覚とがよく一致するとされていることから、騒音・振動などの大きさは一般的に、基準となる物理量(I₀)を定めたデシベル(dB)が単位として用いられます。

DO (Dissolved Oxygen=溶存酸素量)

水中に溶解している酸素の量をいい、汚濁が進むと消費されて減少します。

HC(炭化水素)

メタンを除く炭化水素は、光化学オキシダントの原因物質の一つと考えられており、自動車、塗装工場、 有機溶剤使用工場やガソリンスタンドなど、種々の発生源から排出されています。

MBAS (Methylene Blue Active Substances 二 陰イオン界面活性剤)

界面(水と油、水と固体との境界をなす水面)の水の性質をかえて両者がよく混ざり合うようにする物質で、主に合成洗剤の主成分として使用されます。発泡性があり、川の汚濁原因の一つです。

NO(一酸化窒素)

主に燃焼により発生します。大気中で酸化され二酸化窒素になります。

NOx(窒素酸化物)

一酸化窒素(NO)と二酸化窒素(NO₂)などの総称で、石油などの化石燃料が高温で燃やされた時に発生する気体です。自動車が走る時、化石燃料が燃やされ、窒素酸化物が排気ガスとして排出されます。光化学オキシダントの発生原因のひとつで、健康に悪影響を与える可能性があるなど、毒性の強い物質です。

NO2(二酸化窒素)

主に燃焼により発生した一酸化窒素が大気中で酸化されて発生します。のどや肺を刺激し、気管支炎や上気道炎などを引き起こします。

PCDD

ポリ塩化ジベンゾーパラ-ジオキシンの略称。

PCDF

ポリ塩化ジベンゾフランの略称。

pH(水素イオン濃度指数)

水質の酸性やアルカリ性を示す指標であり、pH7は中性、それ以上はアルカリ性、それ以下は酸性を意味します。

ppm (parts per million)

主に濃度を表す単位の記号です。百万分中の幾分であるかを示す分率であり、大気汚染や水質汚濁の汚染物の濃度を表示するのに繁用されています。水質汚濁では1kg 中に 1 mg 汚濁物質が存在する場合の濃度を1ppmで示し、大気汚染では1m3の大気中での1cm3の汚染物質の濃度を1ppm で示します。

SOx(硫黄酸化物)

代表的なものとして二酸化硫黄(亜硫酸ガス SO_2)、三酸化硫黄(無水硫酸 SO_3)などがあります。亜硫酸ガスは刺激性の強いガスで、 $1\sim 10ppm$ 程度で呼吸機能に影響を及ぼします。主な発生源としては、ボイラー等の重油の燃焼です。

SO。(二酸化硫黄)

主として石油や石炭に含まれる硫黄が燃焼に伴い酸化され排出されます。のどや肺を刺激し、気管支炎などを引き起こします。

SPM(Suspended Particulate Matter=浮遊粒子状物質)

工場などから発生するばいじんや自動車排出ガス中の粒子状物質(特にディーゼル車からの排気微粒子)など、粒径10μm以下の物質をいいます。肺胞に沈着し、気管支炎や上気道炎などを引き起こします。

SS(浮遊物質量=Suspended Solids)

水中に浮遊・懸濁している不溶性の物質(粒径2 mm以下)の量です。懸濁物質量とも呼ばれ、水の濁りの原因となります。浮遊物質量が多いと、魚のエラに詰まって魚が死んだり、水中植物の光合成を阻害する原因にもなります。

Sv(シーベルト)

放射線による人体への影響を表す単位です。

TEQ(Toxicity Equivalency Quantity=毒性等量)

ダイオキシン類は異性体ごとに毒性が異なるので、その毒性を評価する際には異性体のうちで最も強い毒性を示す2,3,7,8-ダイオキシンの毒性に換算するのが一般的で、その換算後の数値をTEQと呼びます。

T-N(Total Nitrogen=総窒素)

水中に含まれる全ての窒素化合物のことです。

T-P (Total Phosphorus = 総リン)

リン化合物全体のことです。

ц (マイクロ)

「μ」とは100万分の1を表す単位です。

ng(ナノグラム)

「n」とは10億分の1を表す単位です。

WECPNL値(Weighted Equivalent Continuous Perceived Noise Level)

加重等価平均騒音レベルの略称です。測定は原則として連続して7日間行い、暗騒音より10dB以上大きい航空機騒音のピークレベル及び航空機の機数を記録するものとします。航空機騒音に関する環境基準に使われていますが、2007年12月に改定され、新たな評価指標として、時間帯補正等価騒音レベル(L

den)が採用される予定です。

[50音順]

アスベスト (石綿)

半永久的に分解・変質しにくく、環境への蓄積性が高い物質で、発がん性など健康影響も懸念されています。大気汚染防止法では、特定粉じんに規定されています。

硫黄酸化物 → SO×

一酸化炭素 → CO

一酸化窒素 → NO

陰イオン界面活性剤 → MBAS

化学的酸素要求量 → COD

環境基準

環境基本法に基づく、環境保全行政上の目標です。人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準で、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音について、それぞれ環境基準が定められています。

光化学スモッグ

自動車及び工場等から排出される窒素酸化物や炭化水素は、太陽からの強い紫外線を受けて光化学反応を起こし、オゾン、 パーオキシアセチルナイトレート、アルデヒドなど、オキシダント (酸化力の強い物質の総称)を二次的に生成します。これらの物質からできたスモッグを光化学スモッグといいます。光化学スモッグは、気温、風速、日射量などの気象条件の影響を大きく受け、日差しが強く、気温が高く、風の弱い日の日中に発生しやすいことが分かっています。

コプラナーPCB

コプラナーポリ塩化ビフェニルの略称。

自動車排出ガス

自動車エンジン排ガスで、汚染成分としては、一酸化炭素、二酸化炭素、窒素酸化物、ホルムアルデヒド、 炭化水素類を含有します。燃料の種類あるいは運転状態によって発生するガスの成分は異なります。この排 ガスの中には、特に有毒な鉛やベンゾピレンなどが含有されます。

臭気指数

臭気濃度の値の対数に 10 を乗じた数値です。臭気指数=10×log₁₀(臭気濃度)で、例えば臭気濃度が63 の場合、10×log₁₀63 ÷ 18 で、臭気指数は 18 となります。

臭気濃度

人間の嗅覚で臭気を感知することができなくなるまで希釈した場合におけるその希釈倍数です。例えば、 1000 倍に無臭空気で希釈したときににおいを感知できなくなれば、臭気濃度 1000 の臭気となります。

深夜営業騒音規制

埼玉県生活環境保全条例により、飲食店、喫茶店、ボーリング場、バッテングセンター、ゴルフ練習場、 一部の小売店・公衆浴場の深夜営業の騒音について規制しています。

水素イオン濃度 → pH

スモッグ

Smoke(煙)とFog(霧)から合成された言葉で、大気が汚染された状態を総称していいます。

生物化学的酸素要求量 → BOD

ダイオキシン類

「ダイオキシン類対策特別措置法」で定義された、ポリ塩化ジベンゾーパラージオキシン(PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)、コプラナーポリ塩化ビフェニル(コプラナーPCB)をさします。いずれも毒性の強い物質ですが、日常の生活の中で摂取する微量では、急激な影響は出ることはないとされています。ダイオキシン類は、炭素・水素・塩素を含むものを燃やす際に発生してしまうもので、現在、日本での主な発生源はゴミ焼却施設です。発生を抑えるためには、ゴミの量を減らすことが必要です。

炭化水素 → HC

窒素酸化物 → NO×

デシベル → dB

二酸化硫黄 → SO₂

二酸化窒素 → NO₂

ばい煙

大気汚染防止法では、「燃料等の燃焼に伴い発生する硫黄酸化物、燃料等の燃焼または電気炉等の使用に伴い発生するばいじん、燃焼・合成・分解等の処理に伴い発生する有害物質」と定義されています。硫黄酸化物には、亜硫酸ガスおよび無水硫酸が含まれます。ばいじんは、従来ススやその他の粉じんと称していたものであり、物の機械的処理などにおいて発生する粉じんは含まれません。また、ばい煙は物質を発生源側から見て定義したものであり、この点で浮遊粉じん及び降下ばいじんと区別されます。有害物質として政令で定められているものは、現在、カドミウム、塩素、塩化水素、弗化水素、鉛、窒素酸化物等です。

浮遊物質量 → SS

浮遊粒子状物質 → SPM

ベンゼン

ベンゼン(C_6H_6)は、6個の炭素分子(C)と<math>6個の水素原子(H)とからなる芳香族炭化水素で、揮発性及び引火性が非常に高く、特徴的な臭いをもつ無色透明な液体です。ベンゼンの<math>6個の炭素原子は6角形の「ベンゼン環」を形成しています。

ベンゾ (a) ピレン

5個のベンゼン環が集まったもので、強い発ガン物質です。

要請限度

自動車騒音及び道路交通振動により、道路周辺の生活環境が著しくそこなわれていると認められるときに、 道路管理者または都道府県公安委員会に措置を要請する限度値です。

有機塩素系溶剤

トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等が代表される物質で、高い脱脂力・低粘性・優れた揮発性等の特徴があります。これらの有機塩素系化合物は、難分解であるとともに、IARC(国際がん研究機関)によれば、人に対して発がん性を示す可能性があると評価されています。

参照:「埼玉県大気汚染常時監視システムホームページ」

http://www.taiki-kansi.pref.saitama.lg.jp/kankyo/main

「埼玉県環境部水環境課平成 20 年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」

http://www.pref.saitama.lg.jp/page/20suishitsukekka.html

「川崎市公害研究所ホームページ」

http://www.city.kawasaki.jp/30/30koken/home/home.htm

入間市の環境調査概要

(平成 14 年度から平成 23 年度) 平成24年8月発刊

間市 発 行 入

編 集 環境経済部環境課

郵 便 番 号 **T**358-8511

埼玉県入間市豊岡1-16-1 住 所

電話番号 04-2964-1111 F A 04-2965-0232

X メールアドレス ir210100@city.iruma.lg.jp